

国立市の新型コロナウイルス感染症 に対する取組について

～振り返りと総括～



令和6（2024）年3月



国立市長 永見理夫

新型コロナウイルス感染症は令和5年5月8日に感染症法上の5類感染症となり、3年以上に及んだ未曾有の感染症との闘いも一定の区切りを迎えました。

この間、国立市健康危機管理対策本部を設置し、感染予防や感染拡大防止策、市民生活への支援策など様々な施策を状況に応じて検討し、迅速に進めてまいりました。ご多忙の中、ご出席くださいました消防吏員の方々、市内の感染状況についてご報告、ご助言いただきました国立市医師会長に感謝申し上げます。

この度、「国立市の新型コロナウイルス感染症に対する取組について～振り返りと総括～」を作成いたしました。パンデミックから5類感染症になるまでの期間の市の取組について、その教訓や成果についてしっかりと総括したうえでポストコロナ時代の施策に活かしてまいる所存です。

現状では少しずつ平時の生活が戻ってきてはいますが、未だに変異株による感染の波が発生している状況であり、感染対策を適時適切に取りながら過ごしていくことが続いております。感染症への対応力を高めながらも、幸せを感じるまちづくりに向けて進めていきたいと存じます。

最後になりましたが、新型コロナウイルス感染症に関する対応にご尽力いただきましたエッセンシャルワーカーをはじめとする関係機関の皆様、感染拡大抑制にご協力いただいた市民の皆様に深く感謝申し上げます。

令和6（2024）年3月

目次

1. 作成の目的	1
2. 新型コロナウイルス感染症の全体総括	2
(1) パンデミック発生における正確な情報把握の困難性と情報発信の重要性	2
(2) 市民の療養生活を支える新たな市の役割	3
(3) 地域経済の疲弊、停滞と適時給付	3
(4) 活動参加の制限と機会の確保	4
(5) 対策を進めるうえでの組織運営体制と初動体制の強化	4
(6) まとめ	5
3. 新型コロナウイルス感染症の経過と取組の概要	7
4. 新型コロナウイルス感染症への分野別取組	16
(1) 医療・保健	16
ア 新型コロナウイルスワクチン接種の実施	16
イ 自宅療養者等への支援	23
ウ 医療機関との連携・支援	27
(2) 市民生活支援	29
ア 子育て世帯への支援	29
イ 学校の感染拡大防止対策	33
ウ 保育施設の感染拡大防止対策	36
エ 高齢者・しょうがいしゃへの支援	40
(3) 経済対策	43
ア 個人向け給付金等の支援策	43
イ 中小企業支援	49
(4) 情報発信	51
(5) 公共施設の開館状況	57
(6) 行政運営	60
ア 職員体制の確保	60
イ 職員の感染拡大防止対策	65

ウ 市庁舎の感染拡大防止対策.....	69
5. 「新型インフルエンザ等行動計画」及び「新型インフルエンザ等業務継続計画」の評価...	72
資料編.....	74

1. 作成の目的

令和元（2019）年12月に中国で原因不明の肺炎が急増し、その後新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）としてパンデミックが起きた。日本でも患者が増加し、以後3年余りの間に新型コロナはウイルスの変異と感染の波を幾度も繰り返した。

当初、地域保健法上の保健所設置市ではない国立市において情報を入手することは容易ではなかったが、このような状況下でも市民の命と安心安全な暮らしを守るために、現状でできる最適解を考え感染拡大防止対策と社会経済活動の継続のための取組をさまざま行ってきた。

令和4（2022）年12月9日には「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律」が公布され、医療体制、人材の確保、保健所体制など今回のコロナ禍を踏まえた内容が改正されている。その中の一つとして、都道府県が市町村に療養上の協力を求めること、市町村は協力に必要な範囲で患者情報等の提供を求めることができるようになっており、都と更なる連携強化に努めていくことが明記された。

新型コロナはパンデミックから3年余りが過ぎた令和5（2023）年5月8日に、2類相当の新型インフルエンザ等感染症から、5類感染症へ位置付けられることになった。

これを一つの区切りとして、今回の未曾有の健康危機に際し国立市としてどのように対応したか、新型コロナとは何だったのか、もたらした教訓、成果等について総括し取りまとめることにより、今後の感染症発生時の対応力を高め、市民の安全な生活を維持し、継続的な行政運営を行っていくことを目的に本書を作成した。

- （注） ・患者 ～ 新型コロナにり患し、治療中の者
・陽性者 ～ 新型コロナ検査キットで陽性となった者

2. 新型コロナウイルス感染症の全体総括

平成 21（2009）年に新型インフルエンザ（A/H1N1）が発生し、「国立市新型インフルエンザ等行動計画」の作成や新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく特定接種の実施体制の検討を行ってきた。しかしながら、実際にパンデミックが起きたのは、ウイルスの毒性や感染力等の特性が明らかではない想定外のウイルスによるもので、国内で流行するまでの期間が短かったことや、予防接種を実施することができるまでに時間がかかったことなど想定外のことが起こった。

感染対策として生活面では学校の休校、マスクなどの品不足、人と人との距離を保つなど、これまでの生活と異なる面が多々あった。

市民、事業所、医療機関等の多くの関係者の協力、連携の下、災害ともいえるこの事態に対応し、結果的に患者数（人口 10 万対）が都内でも低く推移することができたことは成果であるとする。各課での取組の詳細は分野別に記述するが、総括として、以下の項目ごとにまとめる。

（1）パンデミック発生における正確な情報把握の困難性と情報発信の重要性

国立市のような地域保健法上の保健所設置市ではない自治体では、都からの情報が一部しか得られず、患者の年齢、家族の状況、入院まで時間がどれくらいかかっているのかなど状況が把握できなかった。

コロナ禍当初においては、時々刻々と変わる状況の変化と、それに伴い発出される国からの情報を読み込み、市民へ情報を発信するという事に追われる日々であった。市民に対し適時適切な情報共有をしていくには、広聴機能、情報発信機能に力点を置く必要があった。また、併せて、感染症に罹患した市民や医療従事者に対しての差別や偏見を許さない人権の視点での発信が常に求められた。これらを踏まえると、初期における正しい情報がわからない状況下においては、不確実性を想定したうえで、可能な限り情報を吟味、選択して発信することが重要である。また、市民への伝達方法としては、長期に渡るパンデミックにおいても節目で明確な市長メッセージを発信していくことが有効である。

(2) 市民の療養生活を支える新たな市の役割

新型コロナに感染したのではないかと不安になった際、市民が頼るのは医療である。しかしながら、コロナ禍においては、地域における全般的な感染対策は医療現場にも大きく影響し、医療スタッフの絶え間ない努力があっても、なお受診機会が制限されることとなった。

感染拡大により都への電話がつながりにくくなり保健センターへ市民からの電話相談が急増した折には、発熱外来の受け入れ情報を収集し適宜提供した。また、相談者の状況や体調を聞き取り医療との間に市が入り医療機関等へつなぐとともに、市が所有するパルスオキシメーターの貸出（配達）を行うなど、重症化傾向を早期に把握できる対応に努めた。

さらに、療養患者が増加した際には新型コロナウイルス感染症自宅療養支援室を設置し（令和3（2021）年8月～令和5（2023）年5月）、患者の療養生活をフォローするために、支援物資を全庁的な協力体制で配達するなど患者が安心して療養できる対応に努めた。あわせて、市に在宅療養専門指導医として医師を置き、専門的な指導を受けながら患者を医療へつなぐことができた。この強化は、新型コロナ収束後にも活かされ、医療を受けながら地域で生活する市民への対応や市内医療機関と広域病院間の連携等の場面で有用な指導、助言を得ている。

このように災害レベルの状況が生じた際には、市がその状況に応じて判断し、臨機応変に新たな役割を可能な方法で担っていかなければならないことが生ずることを経験した。

(3) 地域経済の疲弊、停滞と適時給付

コロナ禍における対応期間が長くなり、地域経済が疲弊、停滞し、各種給付や貸付等の経済対策が適時必要であった。

国の実施する経済対策に加え、地域の状況に応じた対策を実施するために、比較的裁量性の高い新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金制度が創設された。今後も同様の交付金制度が創設される場合には、その用途の検討に当たって、時期を逃さずしっかりと情報収集することと並行して、普段からの地域経済の状況変化についても把握に努めていくことが重要である。

また、デジタル技術の活用により、市民や事業者などに対する給付金を効率的に給付することも可能となると考えられることから、今後の研究が必要である。

(4) 活動参加の制限と機会の確保

コロナ禍においては、感染予防としての外出自粛、社会的距離（ソーシャルディスタンス）の確保等が推奨され、社会全体の行動制限が余儀なくされた。このことにより、特に高齢者の地域活動への参加が制限され、社会参加による地域づくりに急激なブレーキがかかった。

この際、市では、フレイル（虚弱）状態になる高齢者の出現が予想されたため、令和2（2020）年4月の緊急事態宣言時を除き、感染対策を徹底したうえで介護予防事業や百歳体操などの地域における健康づくり事業を止めずに対応するように保健師が中心となって地域のグループの支援を行った。

また、新型コロナウイルスワクチン集団接種会場では、「健康2次被害を予防しよう」と銘打ったチラシを配布した。その結果、高齢者のフレイル状態がある程度見受けられたものの、継続的な活動への参加が担保された。心身の健康を守るために、パンデミックにおいても工夫したうえで、可能な限り参加の機会を確保していく必要がある。

情報通信の関係では、IT環境整備が劇的に進みリモート会議など共有及び意見交換の新たな方法やつながりが確立されたことは、在宅勤務や医療の在り方を含め、今後のIT活用による更なる情報共有等の利便性向上につながるものと期待できる。

(5) 対策を進めるうえでの組織運営体制と初動体制の強化

緊急事態宣言下では、密を避けて業務を行う必要があり、一定の出勤抑制を図りながら感染拡大を予防した。その際、市では在宅勤務も試行的に導入したが、窓口対応やインフラ整備等、市役所や市内の現場において実施する業務が多々あり、拡がるまでには至らなかった。

また、コロナ禍においては機動的かつ柔軟な職員配置、応援、異動が必要であり、全庁的な協力のもと適時必要な業務への体制確保に努めてきた。そのような中でも、本庁以外での新型コロナ関連業務の実態把握や会計年度任用職員の勤務調整の課題は残った。

感染症発生初期においては各課で可能な対策を模索し、実施する対策の内容に差がみられたことは否めない。今後、感染予防策については、初期段階から迅速に全庁的な対応をとれるよう「国立市健康危機管理対策本部」が立ち上がる前に設置する合議体である「国立市新型インフルエンザ等対策会議」、「国立市新型コロナウイルス感染症対策本部」において対策を検討していきたい。

(6) まとめ

このような時こそ、国、都、専門家からの知見、情報及び方針を踏まえながら、全体の状況を把握し、半歩先を予測し対応することが重要である。

感染拡大を抑制するために、情報を収集し、公衆衛生学での理論や科学的知見を基に今後の対応策を検討してきたが、市内の感染状況の詳細を把握するところまでには至らず、市民への必要なサービス内容、量をどう捉えるか模索する状態が続いたことは否めない。

市は、パンデミックのような先が読めない中でも、その都度、対応策を協議、決定し、発信していく役割をもっている。その責任を果たしていくには、地域の医療関係者や市民と、日頃から顔の見える関係を築いていきながら、地域の状況について把握し、その変化に対応していく努力を欠かさないということが必要である。

また、災害級の健康危機の際には市民と接する最前線の現場の状況を全庁的に把握し、臨機応変に人員配置や組織改編等を行うような組織運営体制を整えていくことも求められる。

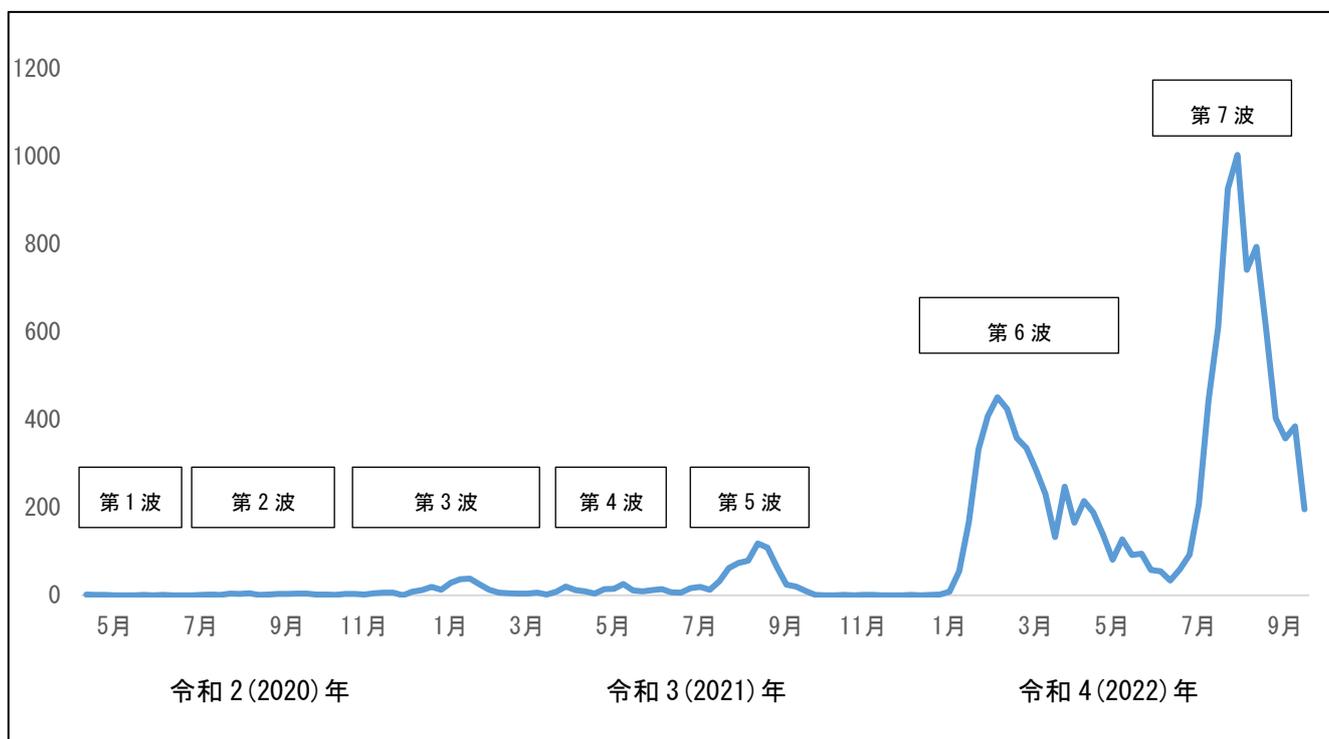
新型コロナの蔓延により、これまで着手できていなかった課題、これまで潜在化していたが表に出てきた課題等が様々見られるなかで、その解決策を模索しつつ対応してきた。市では、感染対策や経済のみならず、市民の健康やつながりをどう取り戻していくのか、といった観点で施策の方向を検討してきた。市民の生活を支える自治体として、この間の経験を活かしていきたい。

今後も市が市民に一番身近な行政機関として、状況に応じて対応を検討し実施してまいりたい。

週ごとの患者数の推移（国立市）

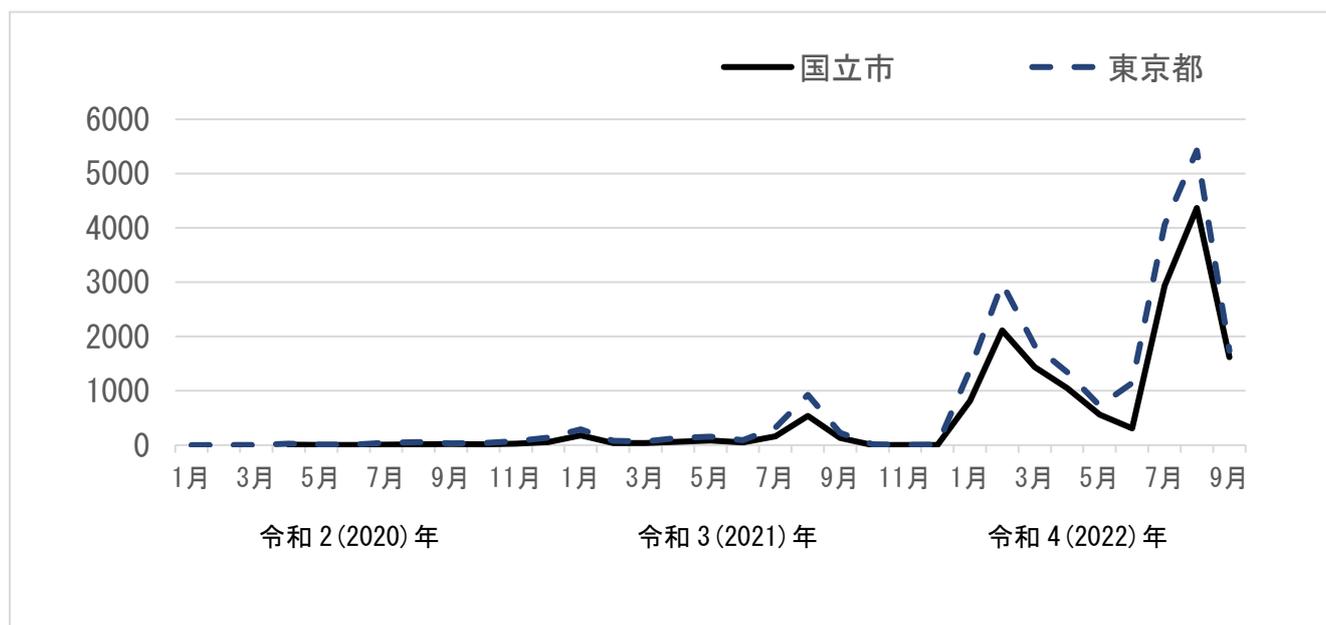
（令和2（2020）年4月から令和4（2022）年9月26日全数届出見直し前まで）

（単位：人）



人口10万人に対する新規陽性者数の東京都と国立市の比較

（単位：人）



3. 新型コロナウイルス感染症の経過と取組の概要

感染拡大を抑制するために、国や都、専門家からの情報、方針を確認しつつ、公衆衛生学での理論や科学的知見を基に半歩先を予測しながら対応策を検討していくように心がけた。

なお、本章では一連の流れを把握し全体を把握しやすいように、感染の波ごとに主な出来事と市の対応について時系列に記載する。

第1波（令和2（2020）年1月～6月）

【主な出来事】

- ・1月16日に国内初、1月24日に都内初の患者が確認された。未知のウイルスの発生により、社会全体へ不安が広がった。
- ・医療用マスク等の衛生物品が不足し納品の目途が立たない事態になる。2月～3月にかけては不確定な情報によるトイレットペーパーの不足も起こるなど日常の物の不足が起こった。
- ・（国）2月27日に全国の小・中・高校等へ3月からの臨時休校が要請された。
- ・3月11日WHOがパンデミックを宣言し、3月26日に政府が新型コロナウイルス感染症対策本部を設置した。
- ・（国・都）4月7日に7都府県に緊急事態宣言が発令された（4/7～5/25）。都では都民に対し不要不急の外出自粛の要請、事業者に対しては施設の休業、飲食店の営業時間の短縮要請、イベントの開催停止を要請するなどの措置が取られた。
- ・日々刻々と状況が変化する中で、保健所業務のひっ迫が顕在化し、同時に市町村保健センターへの問い合わせも増加した。
- ・感染が拡大するにつれて、患者及び医療従事者への差別や偏見が社会問題化した。

【市の対応】

- ・1月31日、国立市新型インフルエンザ等対策会議（第1回）を開催した。
- ・2月に入り国内でも患者が増えていく中で、未知のウイルスに対する不安が社会全体へ広がった。以前から行っていた保健センターでの電話相談の他、市役所内にコールセンター（2月29日から6月30日まで）を設置し、学校休業に伴う学童保育の申し込みや不安を抱える方への相談等に努めた。
- ・3月2日から学校の臨時休校開始、5月28日から分散登校開始、6月15日から一斉登校開始。
- ・4月、保育園、認定こども園、学童保育所にて登園・登所の自粛要請（休園ではない）。登園・登所を控えて頂いた方に保育料・育成料を国の通知に基づき日割りで減額、返還した。
- ・4月7日、東京都に緊急事態宣言が発令、国立市健康危機管理対策本部を設置した。以降、国立市健康危機管理対策本部会議（以下「本部会議」という。）において、組織横断的な情報共有や重要事項の意思決定を行った。
- ・4月9日、本部会議の下部組織として健康危機管理対策本部運営部会を設置し、迅速に関係部署が情報共有や方針の検討を行うことができる体制を整備した。
- ・5月25日の本部会議では緊急事態宣言の終了に伴い、公共施設の開館及びイベントの再開方針を決定した。
- ・診療及び検査体制が十分でない状況の中、5月から4市（国立市、国分寺市、府中市、小金井市）の医師会によるPCR検査センターの設置について関係機関と協議を重ね、6月に4市医師会によって開設された。
- ・感染症対策の資金に充てるため、議会費の削減分、くにたち未来寄附制度による寄附金を原資とする新型コロナウイルス感染症対策基金を設置した。
- ・4月、外出自粛が要請される中、「おうち時間」の過ごし方の提案として、手遊びや体操、簡単な料理の動画を保健センター、保育園が配信した。
- ・特別定額給付金（4月27日時点の住民基本台帳に記載されている全ての方に対する10万円の給付事業）について、政策経営課を中心に全庁の事務応援により給付を実施した。

第2波（令和2（2020）年7～10月）

【主な出来事】

- ・会食を伴う飲食の場で感染や若者への感染が広がり、第1波を超える新規患者が発生した。
- ・（都）7月、モニタリング会議を設置した。
- ・（都）8月、時短要請、都外への旅行や帰省の自粛の呼びかけを行った。
- ・（国）政府の新型コロナウイルス感染症対策本部においてワクチンについての方向性を示した。
- ・（都）東京 iCDC（東京感染症対策センター）の立ち上げ、東京都発熱相談センターが開設された。

【市の対応】

- ・増加する健康相談や情報収集に対応するため、保健センターに保健師の会計年度任用職員を1名7月から採用し、電話相談及び感染拡大防止対策の啓発等の対応を強化した。
- ・9月17日にゲストパネリストに国立市医師会より医師を招き、市長と語るタウンミーティング「コロナ禍で暮らす知恵」を開催し、市民とともに医療の現状を聞く機会を得た。
- ・濃厚接触者の待機期間が原則7日間（当時）とされ外出が制限される中、自宅待機者の支援体制を庁内で整え食糧や生活物資の配送を開始した（令和2（2020）年10月5日に最初の支援者の自宅に物資を配達）。

第3波（令和2（2020）年11月～令和3（2021）年3月）

【主な出来事】

- ・ 年末年始の帰省やイベント等により会食機会が増加し感染拡大へと繋がり、家庭内感染や高齢者の重症化がみられた。
- ・（国）1月、2度目の緊急事態宣言（1/7～3/21）が発出された。
- ・ 2月、一部の医療従事者へのワクチン接種（都は3/4～）が開始され、市町村においても新型コロナウイルスワクチン接種の準備が本格化した。

【市の対応】

- ・ 年末年始の発熱電話相談を実施した（相談件数71件）。
- ・ 「国立市医療機関等新型コロナウイルス感染症対策支援給付金」を市内医療機関に交付した。
- ・ 感染予防行動と免疫力維持のための生活習慣に関するチラシを作成し、1月5日号市報の折込みとして全戸配布を行った。
- ・ 1月12日に新型コロナウイルスワクチン接種対策室を設置した。
- ・ 若者向けに感染予防を呼び掛ける動画配信を行った。

第4波（令和3（2021）年4月～6月）

【主な出来事】

- ・ アルファ株による感染が広がり、より強い感染力と高い重症化率が脅威となった。
- ・ （国）3回目の緊急事態宣言（4/25～6/20）の発出により、強い行動制限が行われた。
- ・ 高齢者への新型コロナウイルスワクチン接種が始まった。

【市の対応】

- ・ 4月、国立市薬剤師会によるワクチン接種の研修を保健師が受講し、準備物品や手技について確認した。
- ・ ゴールデンウィークの発熱電話相談を実施した（相談件数 29 件）。
- ・ 5月から高齢者へのワクチン接種を開始し、以降順次年代ごとに開始した。
- ・ 国立市社会福祉協議会と協力し、ワクチン接種のスマホ予約の支援を行った。
- ・ ワクチン接種の開始と相談件数の増加等に伴う業務増により保健センターへ6月～8月、9月～11月に各1名の応援職員（事務職）を配置し、体制を強化した。

第5波（令和3（2021）年7月～10月）

【主な出来事】

- ・ 感染力が強く重症化リスクの高い変異種（デルタ株）への置き換わりが急速に進行した。
- ・（国）4回目の緊急事態宣言（7/12～9/30）が発出された。
- ・ 高齢者へのワクチン接種が進んだ半面、40～60代を中心とした患者が急増し、家族内感染が増加した。
- ・ 重症者の増加もある中で救急医療のひっ迫が起こり、自宅療養者の増加、保健所の電話が繋がらない状況が発生した。
- ・（都）オンライン診療による医療支援を開始した。また、入院待機ステーションや酸素・医療提供ステーションなど医療体制の強化が図られた。

【市の対応】

- ・ 7月後半から保健センターへの熱中症疑いも含めた発熱電話相談が急増した。保健センターから自宅療養者にパルスオキシメーターを貸出し、その値をもとに重症者を把握。入院に向けての調整を医療機関や保健所と連携して行った。
- ・ 発熱者からの相談、ワクチン接種業務及び対策本部業務に保健センターがひっ迫する中、増え続ける自宅療養者に対応するため、8月17日に新型コロナウイルス感染症自宅療養支援室を市役所内に設置し自宅療養者支援の体制を強化した。



パルスオキシメーター

【主な出来事】

- ・これまでで最も感染力が強い変異種(オミクロン株)が中心となり、新規陽性者が急激に増加した。家庭内感染、エッセンシャルワーカーへの感染の増加が顕著となった。これまでの株と比較し重症化率は高くはなかったが、若年層への感染拡大が進んだ。第5波では市内の患者全体に対する19歳以下の割合が約12%だったが、第6波では約30%を占めた。
- ・無症状の患者の増加に加え、濃厚接触者となり欠勤を余儀なくされる者が増加したことにより、社会活動停滞の恐れが社会課題となった。1月には濃厚接触者の待機期間無症状者の療養期間と無症状者の療養期間が短縮された。
- ・(都) 自宅療養サポートセンター(うちサポ東京)を開設(1/31)し、自宅療養者が自身で健康観察をすることになった。SMS(ショートメッセージサービス)を使用するなどデジタル技術を活用した保健所業務の効率化が図られた。
- ・(都) 2月、全ての診療・検査医療機関をインターネットで公表し、身近な地域で迅速に受検できる体制を整備した。また、発熱外来等に患者が集中している状況を踏まえ緊急的に無症状濃厚接触者に検査キットを個別配布した。
- ・(都) テレワークの推進、時差通勤等の人と人との接触機会を低減する依頼が発出された。

【市の対応】

- ・年末年始の電話相談を実施した(相談件数71件)。
- ・新型コロナ対策として外出機会が減少したことや人との接触が減少したことが起因となり、生活習慣病の悪化やうつ傾向などが全国的にみられるようになった。

そのような健康二次被害についての予防、改善を図るため、集団接種会場でのチラシの配布や広報などでの啓発を推進した。

うつ・認知症などの健康二次被害を防止するために

**感染予防をしながら外に出て
社会参加をしましょう**

社会参加をしている人は、うつや認知症になりにくいことがわかっています。
趣味やスポーツなど、これまでの活動を再開したり、新しい交流の場に出かけたり、
感染予防をしながら外に出て、積極的に社会参加をするようにしましょう。

**人との関わり・社会参加
コロナ禍ではこんな工夫を!!**

コロナ禍で外に出るのが心配な方は、インターネットを上手に活用しましょう。メールや音声通話でも効果がありますが、**顔が見える「ビデオ通話」はとくに効果的**です。
インターネットが使えない場合は、手紙やはがきでもいいので、人とのつながりを保ちましょう。

自粛中の高齢者の うつ発症を抑える効果の大きさ	
ビデオ通話(顔が見えるもの)	45% ↓
手紙、はがき	35% ↓
ソーシャルメディア(SNS)	35% ↓
メールやチャットなど	25% ↓
音声通話(電話、LINE通話など)	18% ↓

顔をしながら話すが効果的!

【企画・制作】健康二次被害防止コンソーシアム

「健康二次被害防止コンソーシアム」とは、医師・学者などの有識者、自治体、民間企業、個人の有志によって組成された組織です。
「感染予防とともに健康にも目を向けて!」
コロナの「健康二次被害」を防ぎましょう

健康二次被害防止コンソーシアム公式サイト

健康二次被害防止コンソーシアム事務局 【配布】
〒108-0023 東京都港区芝浦3-9-111F
E-mail: info@kenko-nijihigai.jp

国立市
コンソーシアムメンバーとして健康二次被害防止活動を推進しています

第7波（令和4（2022）年6月～9月）

【主な出来事】

- ・オミクロン株による過去最大の患者数となった。医療従事者の欠勤等により十分に人員を配置できない状態が長期化するなど医療機関の負担が増大した。入院患者数が過去最多となる一方で、これまでと比較して死亡率は低い傾向にあった。
- ・発熱外来や保健所業務のひっ迫がより顕著となった。
- ・（都）濃厚接触者に加え、新型コロナが疑われる有症状者に対し、検査キットを個別に配布（8月は20～40代、9月からは全世代へ拡大）した。検査キットにより陽性となった方からのオンラインでの申請を受け付けて診断し、健康観察等につなげる陽性者登録センターを、8月3日に開設した。
- ・（国）重症化リスクの高い方への保健医療体制の重点化等を進めるため、9月26日から発生届の全数報告の見直しが行われた。
- ・（国）Withコロナに向けて新たな段階へ移行する方針などが示され、感染対策と社会経済活動の維持の両立に向けての取組が進められた。

【市の対応】

- ・7月、8月ともに1日あたりの保健センターへの電話相談数が100件を超える日が見られ、月別では2か月連続して1000件を超えるなど業務がひっ迫した。6月から9月25日までの市の患者数（全数把握の数）は7,029人と過去最高になった。
- ・新型コロナによる健康2次被害の課題に関して、地域の体操グループの活動再開に注力した。保健師が現地に赴き、感染対策を取りながら活動が再開・持続できるように具体的な助言を行った。その結果、地域の憩いの場として交流を求める市民の参加者数が増えた。また、保健センターで作成したウォーキングマップの活用を図りながら屋外でのウォーキングも推奨した。
- ・都が配布した抗原定性検査キット計12,350個を市内の教育機関に9月に配布し、有症状者に教職員の判断のもと検査キットを配布できる市独自の体制を作った。
- ・7月、これまで庁内連携で実施してきた自宅療養者への生活支援物資の配送を業者委託とした。
- ・8月、兼務職員及び応援職員で対応していた自宅療養支援室の相談業務に派遣看護師を配置し

た。

第8波（令和4（2022）年10月～令和5（2023）年1月）以降

【主な出来事】

- ・ 季節性インフルエンザとの同時流行が懸念された。
- ・ 発熱外来体制の整備、検査キットの普及が進んだ。
- ・ 令和5（2023）年1月には5類移行が決定され、行政が様々な関与をしていく仕組みから個人の選択を尊重した国民の自主的な取組へ移行していくこととされた。

【市の対応】

- ・ 季節性インフルエンザとの同時流行が懸念されるなか、国立市薬剤師会加入の協力薬局で有症状者に対し検査キットの配布、パルスオキシメーターの貸出・回収を行う「新型コロナウイルス感染症対策支援事業」への補助金を交付した。
- ・ 年末年始の発熱電話相談を実施した（59件）。
- ・ 2月には市内医療機関等に医療機関等光熱水費支援金を交付した。
- ・ 政府対策本部の廃止に伴い、市においても健康危機管理対策本部を廃止した。



抗原検査キット

4. 新型コロナウイルス感染症への分野別取組

(1) 医療・保健

ア 新型コロナウイルスワクチン接種の実施

担当課：健康まちづくり戦略室、新型コロナウイルスワクチン接種対策室

令和2（2020）年12月の予防接種法改正により、新型コロナに係る予防接種が規定された。同法上の特例臨時接種として厚生労働大臣の指示に基づき、市町村が実施主体としてワクチン接種を実施した。

【取組の総括】

接種率向上への取組

・国立市医師会や委託事業者等と連携し、集団接種、個別接種とも少しでも多くの接種キャパシティを確保できるよう努めた。その結果、接種率（接種速度）が自治体間競争の様相を呈する中で、都内でも有数の接種速度を維持する事ができた。

集団接種の会場確保

・早期から会場確保と物品の準備に取り掛かり、スムーズに集団接種を開始することができた。
・くにたち市民総合体育館の他に適切な集団会場を確保する事ができなかったため、行動制限が緩和された際も市民の体育活動を一部制限して集団接種を実施しなければならなかった。

自治体間連携

・全国の自治体がほぼ同時に大規模な業務を行うに当たり、自治体間連携の重要性を改めて認識した。初回接種の際にワクチンが不足した際には、檜原村へ直接出向き、ワクチンを融通してもらうなど、他自治体の協力を得て危機的状況を脱した。

機動的な職員配置

・想像を超える業務繁忙により、令和3（2021）年4月から8月の間は複数職員の月当たり時間外勤務数が100時間を超過した。その中でも兼務職員を機動的に配置し、業務崩壊を起こすことなく遂行することができた。

【取組の内容】

1 接種の実施体制確保

国の実施要綱が発出された令和2（2020）年10月から定期接種を所掌する健康まちづくり戦略室（旧健康増進課）保健センターにおいて接種体制の検討を開始した。令和3（2021）年1月12日付けで健康福祉部内に新型コロナウイルスワクチン接種対策室を新設した。新型コロナウイルスワクチン接種対策室は契約や予約等の事務業務を担う対策担当と医療機関等との調整や保健・医療関係の業務を担う調整担当（保健センター職員の兼務）の2担当制で組織し、保健師の知見を活かしつつ、事務部門を独立することで迅速に業務に対応できる体制を整備した。

準備段階では、当初薬事申請されていたファイザー社ワクチンの接種対象である16歳以上の市民約58,000人へ一人当たり2回の接種を半年程度の期間で行うことを前提として、接種体制を検討した。集団接種はくにたち市民総合体育館第一体育室を接種会場とし、5月10日から接種を開始した。個別接種は国立市医師会等と連携し、30か所を超える医療機関での個別接種を5月17日から開始した。

集団接種会場の人口当たり接種可能回数が他自治体を大きく上回ったこと、多くの医療機関の協力を得て個別接種を実施したことにより全国的にも上位の接種速度で進捗した。6月中旬に接種率の高い一部の自治体へワクチンが優先配分される事が決定し（都内では目黒区、八王子市、小金井市、国立市の4区市が該当）、近隣市に先駆けて65歳未満への接種を開始することができた。速やかな接種を希望する層への接種を概ね完了した10月9日に集団接種を終了したが、この時点での初回接種完了率は、都内で町村を除き1位であった（10月10日時点ワクチン接種記録システムデータ）。

令和3（2021）年12月以降の第一期追加接種以降も集団接種と個別接種の併用により接種体制を確保し、速やかに各期の接種を実施した。第一期追加接種時の接種間隔の短縮、第二期追加接種時の医療従事者等への接種対象拡大など想定していなかった対象者の増加にも集団接種の規模を拡大することで速やかに対応することができた。

集団接種の実施状況

区分	期間	会場	接種回数
初回接種	令和3(2021)年 5月10日～10月9日 期間中125日実施	くにたち市民総合体育館 1階第一体育室	59,192回
第一期追加接種	令和4(2022)年 2月3日～4月24日 期間中52日実施	くにたち市民総合体育館 1階第一体育室 ※一部日程で市役所3階会議室 へ変更	23,734回
	令和4(2022)年 6月4日、6月11日	市役所3階会議室	475回
第二期追加接種 令和4(2022)年秋開始接種 (9/26～)	令和4(2022)年 7月13日～8月31日 期間中37日実施	くにたち市民総合体育館 1階第一体育室	10,924回
	令和4(2022)年 9月1日～10月30日 期間中51日実施	くにたち市民総合体育館 2階会議室	5,028回
	令和4(2022)年11月4日 ～令和5(2023)年3月31日 期間中80日実施	くにたち市民総合体育館 地下1階第二体育室 ※1月以降は第二体育室半面の みを使用	17,146回



集団接種会場での様子



ディープフリーザーと接種用シリンジ

接種実績

区分		対象者数	実施人数	接種率
12歳以上	1回目	69,614人	65,287人	93.8%
	2回目	69,614人	64,883人	93.2%
	3回目	69,614人	54,229人	77.9%
	4回目	-	35,874人	-
	5回目	-	17,167人	-
5歳から11歳	1回目	4,245人	882人	20.8%
	2回目	4,245人	846人	19.9%
	3回目	4,245人	434人	10.2%
生後6か月から4歳	1回目	2,266人	166人	7.3%
	2回目	2,266人	157人	6.9%
	3回目	2,266人	125人	5.5%

※対象者数は令和4（2022）年10月1日時点、実施人数及び接種率は令和5（2023）年3月31日時点

2 予約体制

令和3（2021）年4月から5月の予約開始当初は、全国各地で電話がつながらない、予約システムのアクセス集中等による不具合、ワクチン供給量が限定的であったため接種希望者が予約できない等の混乱が相次いだ。

国立市においても同年4月26日の予約開始初日は電話がつながらず、希望者が窓口へ殺到する事態が発生した。また、当初は対象者を65歳以上の高齢者に限定されていたにもかかわらず、希望者がワクチン供給量を大きく上回ったため、すぐに全ての予約枠が埋まり、初日午後には予約を中断せざるを得なかった。再開までには1か月弱の期間を要した。

予約再開時には、電話回線混雑を緩和するため、年齢ごとに日にちを区切って予約を再開し、国立市社会福祉協議会の協力を得て市内各地に出張の予約支援窓口を設置するなどの取組を行った。再開当初は終日電話回線が埋まっている状況であったが、1週間程度経過してから、徐々に電話回線の混雑が解消されていった。同年6月20日からは64歳以下の予約を開始したが、インターネット予約が増えたことで電話回線の混雑による混乱はほぼなかった。

第一期追加接種の予約のピークとなった令和4(2022)年1月下旬からは市役所内市民ロビーに予約支援ブースを設置し、対面での予約を開始した。また、接種券を前回接種日に応じて段階的に発送することで、電話がつながりにくい時間帯を最小限に留めることができた。

3 職員体制

過去に例のない大規模な予防接種の実施に際し、新型コロナウイルスワクチン接種対策室の設置当初から専任職員に加え、広報、契約、情報システム等の専門性が必要な業務を担当する兼務職員を配置した。また、保健センター保健師を兼務配置し、定期接種のノウハウを継承し、また、ワクチン管理や集団接種の運営など医療的な知見が必要な業務を円滑に行った。

令和3(2021)年4月からの予約混乱期には想定を超える業務量に対応するため早期に兼務職員を増員した。このように機動的に職員配置を行った中でも、同年4月から8月までは、専任職員中3名の月間時間外勤務数が100時間を超えることとなった。

同年9月以降は接種が進捗したこと、業務のノウハウを蓄積していったことにより、徐々に時間外勤務数を減少させることができた。第一期追加接種以降は繁忙期に兼務職員を増員し、専任職員の負担軽減を図った。

4 主な経過

時期	実施主体	内容
令和2(2020)年12月17日	国	予防接種法の改正により、新型コロナウイルスワクチンの特例臨時接種が法定化される
令和3(2021)年1月12日	市	新型コロナウイルスワクチン接種対策室設置
令和3(2021)年1月27日	市	国立市議会臨時会において新型コロナウイルスワクチン接種体制確保に係る補正予算可決
令和3(2021)年2月17日	国	新型コロナウイルスワクチン接種(初回接種)開始 ※供給量の関係から、一部の医療従事者へ限定されての接種開始となったため、この時点で市への影響はほぼ無し

時期	実施主体	内容
令和3(2021)年4月中旬	市	国立市内へ最初の医療従事者向けワクチン納品 自院接種と集団接種の併用により医療従事者接種開始
令和3(2021)年4月24日	市	予約開始(当初65歳以上) 同日午後予約を中断
令和3(2021)年4月25日	市	国立市内へ最初の住民向けワクチン納品 介護老人保健施設で接種開始
令和3(2021)年5月10日	市	集団接種開始(会場:くにたち市民総合体育館第一体育室)
令和3(2021)年5月16日	市	個別接種開始(市内医療機関)
令和3(2021)年5月21日	国	モデルナ社ワクチン使用開始 ※国立市内では第一期追加接種より使用
令和3(2021)年5月21日	市	予約再開 5月21日～:85歳以上 5月22日～:80歳以上 5月23日～:75歳以上 5月24日～:70歳以上 5月25日～:65歳以上
令和3(2021)年6月1日	国	対象年齢引き下げ(16歳以上→12歳以上)
令和3(2021)年6月20日	市	64歳以下の予約開始 6月20日～:60歳以上、59歳以下の基礎疾患保有者 6月25日～:50歳以上 7月28日～:40歳以上 7月29日～:30歳以上 7月30日～:全年代

時期	実施主体	内容
令和3(2021)年7月 26日	国・市	接種証明書(ワクチンパスポート)交付開始
令和3(2021)年10月 9日	市	集団接種終了
令和3(2021)年12月 1日	国	第一期追加接種開始(当初は前回接種から8か月間隔、その後短縮)
令和3(2021)年12月 20日	国・市	接種証明書のアプリ交付開始
令和4(2022)年2月 21日	国	小児(5歳から11歳)への接種開始
令和4(2022)年5月 25日	国	第二期追加接種開始
令和4(2022)年7月 22日	国	第二期追加接種対象拡大(医療従事者等)
令和4(2022)年7月 26日	国・市	接種証明書のコンビニ交付開始
令和4(2022)年9月 20日	国	令和4(2022)年秋開始接種(オミクロン株対応ワクチン接種)開始
令和4(2022)年10月 24日	国	乳幼児(生後6か月から4歳)への接種開始
令和4(2022)年11月 23日 令和4(2022)年12月 23日	都・市	国立駅前くにたち・こくぶんじ市民プラザにて東京都及び国分寺市と連携した集団接種を実施(延べ336回接種、内、国立市民181回)
令和5(2023)年4月 1日	市	新型コロナウイルスワクチン接種対策室を廃止し、定期接種を所管する健康まちづくり戦略室へ業務を移管

イ 自宅療養者等への支援

担当課：福祉総務課、新型コロナウイルス感染症自宅療養支援室

自宅での療養を余儀なくされた場合の対応が困難を極める中で、他自治体に先駆けて支援物資の配送を開始した。また、他自治体に例のない自宅療養者支援を専門とする組織を設置し、自宅療養者への支援を行った。

【取組の総括】

自宅療養者の孤立防止・療養支援

- ・患者が急増し、東京都や保健所からの連絡や支援が届かない状況が生じ、自宅療養者や濃厚接触者が孤立する中、支援室との電話相談や市からの生活支援物資が届くことで市民の安心感につながった。
- ・設置当初は、東京都から市へ患者情報が提供されず、市では患者の把握ができない状況であったため、市内医療機関の協力を得て、医療機関から市民へ情報提供を行い、医療、介護が必要な方については、医療機関から本人の了承のもと支援室へ直接連絡が入り、早期に支援体制を組むことができた。
- ・患者情報や支援体制について、早い段階からの保健所との連携は今後の課題である。

地域包括ケアの発展

- ・令和2（2020）年4月から社会福祉協議会の声掛けにより、平時から連携のある多職種（医師、訪問看護師、ヘルパー、ケアマネジャー、介護施設職員、社会福祉協議会職員、地域包括支援センター職員、行政）がおおむね2週間に1回集まり、現状・課題の共有、今後の対策についての話し合いを続けた。そのためコロナ禍においてもチームで自宅療養者支援を継続できた。
- ・相談を受ける職員にとって、医療的アドバイスが常に得られる体制として在宅療養専門指導医の配置が整備されたことは、今後の在宅療養支援の充実につながった。

全庁的応援体制の整備

- ・患者が増加し、支援室の業務がひっ迫した時は、全庁的な応援体制が得られたため、市民への支援が滞ることなく行うことができた。また、生活物資配送の民間事業者への委託により、感染拡大期にも速やかに生活物資を支給することができた。

2 新型コロナウイルス感染症自宅療養支援室の設置

令和3(2021)年7月からの第5波の急激な患者等の増加に伴い、自宅療養を余儀なくされている市民が急増した。この状況の中、国立市医師会等の協力を得て、保健所が実施する健康観察等を補助的に支援し、市民が自宅療養を安心して送れるようにするため、令和3(2021)年8月17日に健康福祉部内に新型コロナウイルス感染症自宅療養支援室を設置した。設置にあたって、事前に管理職が保健所に出向き、市および保健所の状況について情報共有し、国立市医師会等の関係機関と調整を図った。

業務内容

- ・健康相談(自宅療養中の電話相談)
- ・パルスオキシメーター・生活物資の置き配の受付
- ・保健所、市内医療機関との連携
- ・介護保険事業者等福祉関係機関との連携

職員体制

9名(設置当初の人数・全員他職との兼務)

保健師職6名(課長職3名、係長職1名、主任職1名、主事職1名)

事務職3名(課長職1名、課長補佐職1名、係長職1名)

※保健師の課長職1名は、部長職の事務取扱により配置

※保健師職と事務職でローテーションを組み所管業務と並行して支援室の業務に従事していたが、感染拡大期は兼務職員の増員や応援職員により対応した。令和4(2022)年8月1日から民間事業者の派遣看護師を配置すると共に、同年9月1日から会計年度任用職員(事務職)を配置し、市民への迅速な対応及び職員の業務負担軽減を図った。

実績

- ・対応世帯数

令和3(2021)年度 933件

令和4(2022)年度 1,945件

令和5(2023)年度 17件

・関係機関連絡延べ件数（保健分野…多摩立川保健所等）

令和3（2021）年度 34 件

令和4（2022）年度 36 件

令和5（2023）年度 0 件

・関係機関連絡延べ件数（医療分野…診療所、訪問看護ステーション等）

令和3（2021）年度 134 件

令和4（2022）年度 41 件

令和5（2023）年度 0 件

・関係機関連絡延べ件数（福祉分野…ケアマネジャー、相談支援専門員、グループホーム等）

令和3（2021）年度 50 件

令和4（2022）年度 66 件

令和5（2023）年度 0 件

・医療支援者数延べ件数

令和3（2021）年度 医療 175 件、訪問看護 5 件

・パルスオキシメーターの貸与件数

令和3（2021）年度 327 件

令和4（2022）年度 498 件

3 在宅療養専門指導医の配置

令和4（2022）年4月1日に、医師との連携を密にし、新型コロナを含めた在宅療養支援の充実に目的とした「国立市在宅療養専門指導医」として3名の医師を非常勤特別職職員として配置した。感染状況に合わせ、国立市在宅療養専門指導医連絡会を開催し、医療現場の状況や市の課題について情報を共有し、自宅療養者への具体的支援方針を立案し支援体制を整え実施した。

また、個別ケースの支援についても適時、指導医から相談担当職員が助言を受けながら市民への支援を実施した。新型コロナ以外についても、在宅療養支援に関わることとして、災害時の停電対応について連絡会で情報共有をした。在宅療養専門指導医に関わる庶務は、新型コロナウイルス感染症自宅療養支援室から高齢者支援課地域包括ケア・在宅療養推進担当が引き継いだ。

ウ 医療機関との連携・支援

担当課：健康まちづくり戦略室

保健所設置市でない国立市が単独で行うことができる感染症対策は限られていたことから、国立市医師会を始めとする各種機関との連携のもと、医療的な側面からも感染症対策に取り組んだ。

【取組の総括】

PCR検査センター設置支援による感染拡大防止

・令和2（2020）年5月、PCR検査を実施できる医療機関が少なく課題であった。都・自治体・医師会の協議の下、国立市と隣接する府中市・国分寺市・小金井市の4市医師会合同でのPCR検査センターが東京都多摩総合医療センター駐車場内に設置され6月から稼働した。

医療機関（発熱外来）との連携

・受診可能な発熱外来を市民に伝達できるように、毎日医療機関と連絡を取り合い、効率的かつ丁寧な受診・療養相談を実施した。

いち早いトリアージと療養相談体制の充実

・都からの検査キットの配布は行われていたが、申請から到着までに日数を要していた。都が検査キットを自治体に無償配布することになった際に、市内教育機関に配布し教員から配布する市独自の体制を令和4（2022）年9月に作った。また、令和4（2022）年12月から有症状の方へ都の検査キットを国立市薬剤師会の薬局を通し配布、療養相談にも対応して頂いた。

これらのことは市民の負担軽減だけではなく、安心の提供、感染拡大抑制につながったと考える。

【取組の内容】

1 医療機関等への支援

・PCR検査体制支援事業補助金（令和2（2020）～令和3（2021）年度）

府中市、小金井市、国分寺市、国立市の4市医師会が合同で設置したPCR検査センターの運営を支援するため、補助金を支出した。

- ・医療機関等感染症対策支援給付金（令和2（2020）年度、令和4（2022）年度）

感染症対策に取り組む市内医療機関等へ給付した。

令和2（2020）年度 給付医療機関数：230 医療機関（1か所当たり10万円）

令和4（2022）年度 給付医療機関数：240 医療機関（1か所当たり5万円）

- ・新型コロナウイルス感染症対策支援事業補助金（令和4（2022）年度）

国立市薬剤師会加入の薬局10箇所が実施する療養相談事業及び抗原定性検査キットの配布とパルスオキシメーターの貸出事業に係る補助金を支出した。

抗原定性検査キットの配布数：872個

パルスオキシメーターの貸出台数：4台

2 自宅療養支援

- ・令和2（2020）年6月、国立市医師会に加入の医療機関において、自宅療養支援に関するチラシを該当者に配布して頂いた。

- ・令和3（2021）年8月、新型コロナウイルス感染症自宅療養支援室を設置し、自宅療養支援部門を独立した。

3 庁内保健師の感染症対策業務調整

庁内保健師が感染症対策業務に対応するため、多摩立川保健所の研修受講後に庁内保健師連絡会を開催し、施設におけるクラスター発生時のDMAT対応についての情報共有や防護服着脱訓練を行った。



庁内保健師連絡会での防護服着脱訓練の様子

(2) 市民生活支援

ア 子育て世帯への支援

担当課：児童青少年課、子育て支援課

【取組の総括】

医師会・歯科医師会との連携

・法定事業である乳幼児健診の継続については、国の通知（令和2（2020）年4月10日付け事務連絡「母子保健事業等の実施に係る新型コロナウイルスへの対応について」）を受け、国立市医師会や歯科医師会と協議し、個別医療機関での受診方式を採用するなどして健診機会の確保に努めた。中でも小児科専門医を中心とした小児科医会からの情報や助言は現場スタッフにとっては不可欠であったため、これまで以上に連携を深めるきっかけとなった。

子育て支援におけるDX化の推進

・コロナ禍では子育て世帯が孤立しやすく、虐待が潜在化しやすいリスクもあったが、訪問の代替としてのタブレットの活用は、画面を通して子育て家庭が支援機関とつながることの安心感や、感染に対する不安の解消にもなった。タブレット訪問はコロナ禍以降も活用しており、子育て家庭へのアクセスの新たな手法として定着した。また、紙媒体以外の情報発信のツールとして、事業の動画を作成するなど、母子保健事業を中心にDX化が進んだ。

職員の能力向上・組織の活性化

・新型コロナに対する様々な対応策は、今後も起こりうる未知の感染症に対する現場スタッフの経験値となった。遭遇したことのない有事に際し、事業を継続していくために試行錯誤をしたことが結果として事業の新しい手法や発見につながり、職員個々のエンパワーメントを引き出し、組織全体が社会の変化に即応するための力として働いたと言える。

【取組の内容】

1 子ども家庭支援センター

・子育てひろばは東京都の緊急事態宣言時は一時休止としたが、令和2（2020）年6月より予約制・入れ替え制で人数制限を設けたうえで徐々に再開した。感染が拡大していた時期はひろ

ばスペースも世帯ごとにエリアを設け、密や接触を避けて交流できるように工夫した。また、自粛期間中は子育て世帯に向け、手遊びや歌遊びの動画を作成し YouTube 配信した。

- ・子育て世帯の孤立を防ぐために、訪問については感染予防対策をとったうえで継続した。ファミリー・サポート・センターや育児支援サポーター派遣も支援者や利用者双方の同意のもと、家事・育児支援は継続し、支援者にはマスクや消毒用品等の衛生用品を配布した。

2 子ども総合相談（くにたち子育てサポート窓口）

- ・妊娠届を提出し、保健師とのゆりかご面接を受けた妊婦に対して、育児パッケージとしてカタログギフトを配布していたが、令和2（2020）年度中に追加の育児パッケージの配布を行った。追加分については、マスク等の衛生資材のほか、健診等の際にタクシーでの移動に使える「こども商品券」を採用した。

- ・妊娠中の方に対して、新型コロナウイルスワクチン接種に関する情報や感染が妊娠に与える影響等についてまとめた資料等を情報提供した。周知方法としては、個別に郵送するとともに、アプリやLINE等で情報発信した。

3 母子保健事業・発達支援事業

新型コロナの発生により、令和2（2020）年2月より各事業を一時休止していたが、国立市医師会や歯科医師会と協議し実施方法等を柔軟に変更し再開した。

健診事業は受付時間の分散化や体温測定、問診や計測、診察スペースのゾーニング、集団講話についてはリーフレットでの周知やビデオ視聴に変更し、密や接触を避け感染予防対策を徹底した。

・3～4か月健診

令和2（2020）年5月より個別の医療機関受診で再開し、対象者には全数電話訪問を実施した。

・1歳6か月健診

令和2（2020）年7月より集団健診を再開。休止期間中の対象者は個別医療機関受診（医科・歯科）で開始し、対象者には全数電話訪問を実施した。その後の感染拡大により、令和3（2021）年10月から令和4（2022）年3月まで歯科健診のみ個別医療機関受診に変更した。

- ・ 2 歳児歯科健診

令和 2（2020）年 6 月より集団健診を再開。休止期間中の対象者は個別医療機関受診（歯科）で開始し、問診票の内容から必要な方には電話訪問を実施した。新型コロナ拡大により令和 3（2021）年 10 月から令和 4（2022）年 3 月まで再び歯科個別医療機関受診に変更した。

- ・ 3 歳児健診

令和 2（2020）年 6 月より集団健診を再開した。その後の感染拡大により、令和 3（2021）年 10 月から令和 4（2022）年 3 月まで歯科のみ個別医療機関受診に変更。

健診以外の事業に関しても、感染防止対策、環境調整を徹底し、一部の事業は密を避けるために複数回開催に実施方法を変更するなどの対応も取りながら、できる限り早期の再開を目指した。

- ・ フッ素塗布

事前のブラッシングは保護者に依頼しフッ素塗布のみとして令和 2（2020）年 7 月より再開した。

- ・ 新生児訪問、赤ちゃん訪問

令和 2（2020）年 6 月より保護者の同意や希望により個別訪問を再開。感染防止のためガウン・フェイスシールドを持参して実施。訪問ができない世帯についてはタブレットを導入し、訪問を実施。

- ・ 両親学級

令和 2（2020）年 7 月より再開。密を避けるために午前、午後の 2 回に分けて実施した。オンラインでの実施や沐浴動画を作成した。

- ・ 育児相談・離乳食教室

令和 2（2020）年 8 月より再開した。育児相談は時間指定の予約制とした。離乳食教室は試食を中止し、月齢ごとの離乳食のレシピ動画を作成した。

- ・ 個別相談・専門相談

令和 2（2020）年 6 月中旬より、体調確認（検温含む）、パーテーション設置、マスク着用、おもちゃ等の消毒・交換、換気等を徹底したうえで再開した。

・グループ活動

親子グループ、発達支援の療育グループは、令和2（2020）年7月上旬より、換気、消毒、パーソナルスペースの確保などの感染対策を実施したうえで再開した。

4 児童館

新型コロナが蔓延し始めた令和2（2020）年4月から市内小学校の通常授業再開となった同年7月1日までの期間につき、市内児童館3館については感染リスク軽減のため閉館としたが、この間、家庭で児童が楽しめる工作キット等を入口で配布するとともに、当該工作の作り方や在宅での遊び方について動画を配信した。

動画配信数：25本

5 子どもの居場所クイズ・スタンプラリーの実施

新型コロナの影響で子どもたちの活動が制限された状況等を受け、令和2（2020）年度の夏季休業期間及び令和3（2021）年度の12月に市内で子どもたちの体験機会を創出することを目的に、市内公共施設を巡る「クイズ・スタンプラリー（クイズ・ウォークラリー）」を実施した。

参加者数：令和2（2020）年度 342名、令和3（2021）年度 60名

イ 学校の感染拡大防止対策

担当課：教育指導支援課

学校では過去に例のない長期間の臨時休業が行われた。その中で、様々な感染症対策と ICT を活用した学びを止めないための新たな教育環境の整備を行った。

【取組の総括】

感染症対策に関する基準の明確化・統一化

・臨時休業の実施等について、教育委員会としてガイドラインを設け保護者に示したことについては、保護者が感染症に感染した場合の手順が明確となり、また国立市立学校一律の対応を取れることとなった。

オンライン会議の開催含めた関係機関との連携

・感染症対策については、医師会や保健所、市の関係機関等との連携が不可欠であるが、感染症の状況により関係者が集まり検討することはできなかった。オンライン会議等を活用した、円滑な連携については、今後の課題である。

ICT を活用した新たな教育環境整備

・臨時休業期間中の「学びの保障」については、児童・生徒と学校との接点をもつ方法が電話等に限られており、不十分であった。しかし、学校の努力により、動画を作成し視聴できる環境を作ることや、電話により児童の不安を聞き取るなど、児童・生徒の不安を少しでも解消しようと一丸となり努力する姿も見られた。

・臨時休業については、どの自治体も経験したことがなく、「学びの保障」として Web 会議システムを活用したオンライン授業の実施についても知見が乏しく手探りであった。保護者の不安解消のためには、あらかじめ不測の事態を想定し、どのような状況であっても臨機応変に対応できる準備が必要である。

・臨時休業や学校における感染症対策を講じる中で、当初はオンライン環境の活用も十分に整わず、教育活動を前に進めることが難しかったが、コロナ禍 3 年間を通じて行われた国による「GIGA スクール構想」の推進により、学校教育活動において、Web 会議システム・Google Classroom 等の情報共有サイトを教育活動の中で推進することができるようになった。また、保護者との連絡手段としてメールでの連絡が多くなった結果、配信メールへの登録者がほぼ 100%となった。さらに、

それまでの一方通行であった保護者へのメール配信システムから、双方向にやり取りができる「学校－保護者連絡システム」を整備することにより、様々な情報（添付資料配布・検温・出欠席連絡等）を電子データで共有できるようになった。

教育活動の見直し

・学校教育活動全般においては、これまで恒常的に行っていた教育活動を見直す契機となり、これまでにない多角的な視点から学校行事等の精選が進んだ。

【概要】

1 臨時休校等の状況

令和2（2020）年3月2日：臨時休校開始

令和2（2020）年5月28日：分散登校開始

令和2（2020）年6月15日：一斉登校（午前授業・簡易給食）開始

令和2（2020）年6月22日：通常授業（通常給食）開始

臨時休業等に関する教育委員会から公立学校への通知

・「国立市立小・中学校の臨時休校について（令和2（2020）年2月28日）」

令和2（2020）年3月2日から3月25日まで臨時休業を実施

・「国立市立小・中学校の臨時休業の再実施について（令和2（2020）年4月2日）」

令和2（2020）年4月6日から5月6日まで臨時休業を再実施

・「国立市立小・中学校の臨時休業の延長について（令和2（2020）年5月7日）」

令和2（2020）年5月7日から5月31日まで臨時休業を延長

・「国立市立小・中学校における教育活動の再開に向けた取組について（令和2（2020）年5月29日）」

令和2（2020）年5月29日から6月12日まで分散登校を実施

・「国立市立小・中学校における通常登校の開始について（令和2（2020）年6月8日）」

令和2（2020）年6月15日から6月19日まで：午前授業・簡易給食

令和2（2020）年6月22日から：通常授業・通常給食

2 家庭での学習環境の整備

学校で学習用として使用している学校教育用タブレット型パソコン及び新たに調達したモバイル Wi-Fi ルータを、一定の要件を満たしている家庭の申請に応じて貸し出した。

端末+モバイルルータセット：304 台 モバイルルーターのみ：70 台

3 新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドラインの作成

文部科学省が令和 3（2021）年 8 月 27 日に公表した「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドライン（第 1 版）」に基づき、国立市の状況を踏まえた独自のガイドラインを作成した。

国立市第 1 版（令和 3（2021）年 9 月 3 日）：濃厚接触者等の特定及び臨時休業等の基準の設定
臨時休業中の学習の保障

国立市第 2 版（令和 4（2022）年 2 月 22 日）：みなし陽性者の追加

国立市第 3 版（令和 4（2022）年 9 月 9 日）：学校閉鎖基準の緩和

ウ 保育施設の感染拡大防止対策

担当課：保育幼児教育推進課、児童青少年課

【取組の総括】

保育施設での感染拡大防止

・園等で患者が発生してしまう状況は防ぐことはできなかったが、小児科医や厚生労働省 DMAT 事務局のアドバイスも得ながら園等での日常的な感染対策を徹底していただくこと、保護者に向けた定期的な登園・登所時の留意事項等に関する通知の発出や園内等の感染状況を把握した上で、の速やかな休園の判断を行うことなどを通じて一定程度の感染拡大防止を図ることができた。

・学童保育所においては、患者急増により学校が一律で臨時休業となった際も開所を維持したが、この期間における児童の過ごし方について、各校の協力のもと、可能な範囲で学校施設・敷地を活用したことで、学童保育における児童の健全育成もまた維持するに至った。また、新型コロナに伴う学級閉鎖等があった場合において、インフルエンザにおける学級閉鎖等の対応とは異なり、感染拡大防止のために当該学級等における学童保育の利用は不可としたが、当該学級閉鎖期間に保護者の保育が受けられない児童については、学校の協力のもと、学校の教職員において当該児の受け入れを行った。これにより、学童保育所内の感染拡大防止に努めながら、保育を必要とするすべての児童が安心して過ごせる居場所を確立するに至った。

・国や東京都の動向、感染拡大の状況などを常に注視しながら時には市独自で判断をしていかなければならない案件が多く発生したが、その都度市として臨機応変に意思決定し、スピード感を持って対応することができた。

・家庭保育のお願い、登園・登所の基準、登園・登所に際しての留意事項等を定期的に保護者宛に通知することで、保護者の理解を得ながら、休園等の感染症対策を大きな混乱なく進めることができた。

・保育園園長会や医師会小児科医会と連携を取りながら感染対策を進めてきたため、市と相互の信頼関係を築くことができ、何かあればお互いに速やかに連絡を取り、対応を協議することができるようになった。特に小児科医会とは、新型コロナ流行前から医療的ケア児の受け入れに関して協議を重ねてきたこともあり、その土台の上に、さらなる協力関係を築くことができた。

・保育園等の休園・休所については、感染拡大防止と子ども達の育ちのための保育の継続や子どもを預けることによる保護者の就労の機会等の確保といった相反することについて、バランスを

取りながら判断していく必要があり、非常に難しい判断を求められ続けた。

保健所との連携

・保健所の機能のひっ迫により、時期によっては保健所との連携をとることが難しい場面があった。本来は保健所の判断を仰ぐべき案件も、市と園医で協議し決定していった事項もあった。今後新たな感染症等が発生した場合の保健所との連携体制の確保は今後の課題である。

代替保育実施へ向けた課題

・保育園が休園となってしまった場合等における代替保育について、要望は継続してあったものの、体制を整えることができなかった。保護者にやむを得ない事情等があった場合は、可能な範囲で園において個別対応をしたケースもあったが、代替保育の体制をどう整えるか、今後同様な事態が発生した場合の大きな課題である。

【取組の概要】

1 コロナ禍での保育園、認定こども園、学童保育所運営及び市の対応

- ・コロナ禍において、緊急事態宣言が4回出される中においても、国立市内の保育園、認定こども園及び学童保育所は一律の休園をすることなく開園・開所を続けてきた。
- ・令和2（2020）年4月には、市内で初の患者が出たこと、東京都からの保育提供の規模縮小要請などを受け、感染拡大防止の観点から、園児等の登園・登所の自粛を強く要請した。

令和2（2020）年4月14日の市内保育園、認定こども園の園児登園率：16.0%

学童保育所の児童登所率：13.5%

- ・令和2（2020）年6月より、緩やかな家庭保育のお願いを継続し、感染拡大防止のため、家庭保育が可能な保護者については、可能な限り家庭での保育を依頼。令和2（2020）年4月の強い登園・登所自粛要請から継続して、登園・登所を控えていただいた方については、国の通知に基づき、保育料・育成料を日割り減額の上で返還した。
- ・以降は、感染リスクを低減するため、各園等での消毒や換気などの基本的な感染対策の徹底をお願いしつつ、令和4（2022）年10月まで緩やかな家庭保育のお願いを継続した。それに伴い、保育料の日割り減額も継続した。
- ・園児等や職員について、陽性者となった場合や濃厚接触者となった場合など、各園等より市に情報提供を依頼した。

令和 2 (2020) 年 4 月から令和 5 (2023) 年 5 月までの園等からの情報提供件数 : 1,511 件 (学
童保育所を除く)

・市から保護者に対し、家庭保育のお願いや登園・登所の基準、登園・登所に際しての留意事項等を定期的に通知した。

令和 2 (2020) 年 4 月から令和 5 (2023) 年 5 月までの通知件数 : 58 件 (学童保育所を含む)

・国立市医師会小児科医会の会議に定期的に出席するなど、市内小児科医と密に連携を取り、各園での新型コロナ対応、登園・登所の基準、園内等で陽性者が判明した場合の濃厚接触者の特定や PCR 検査等の実施について協議を行った。

・新型コロナウイルスワクチンの初回接種の際は、キャンセル分を活用し、保育園、幼稚園等の職員に対して優先接種を実施した。

・患者が多く発生した園について、厚生労働省 DMAT 事務局職員の派遣を受け、園等での感染対策について、アドバイスを受けた。

2 保育園等の休園について

・新型コロナウイルス感染拡大防止のため、園内等で陽性者が判明した場合、保健所または園医により園内等での濃厚接触者を特定し、部分休園または全部休園を園、園医、市で協議し、市の判断で決定した。

・土日祝日、夜間においても、速やかに休園の判断を行うことができるようにするため、市担当者と各園等が連絡を取ることができるよう連絡体制を整理した。

・令和 4 (2022) 年 1 月頃からのオミクロン株の流行による感染拡大の中、市内保育園等での患者数も急増し、休園する園等が続出した。全体の休園数の 96%が令和 4 (2022) 年 1 月以降に集中した。

令和 2 (2020) 年 4 月から令和 3 (2021) 年 12 月までの休園の延べ件数 : 4 件

令和 4 (2022) 年 1 月から令和 5 (2023) 年 5 月までの休園延べ件数 : 109 件

・多くの患者が園等で判明した第 6 波の流行で課題となったことを、保護者から吸い上げるため、令和 4 (2022) 年 5 月に保育園休園等に関するアンケートを実施した (回答者数 537 名)。アンケートの中で、「1 人でも陽性者が判明したら即休園は厳しすぎる」、「休園となったことにより、仕事に行けなくなり収入が減ってしまった」、「休園中、子どもがテレビやゲーム、動画ば

かりを見ている子どもの育ちが心配」などの意見が多く出された。アンケートの結果や国や都の動向を踏まえ、保育園園長会、国立市医師会小児科医会とも協議の上、令和4（2022）年7月より休園の取り扱いを変更した。

エ 高齢者・しょうがいしゃへの支援

担当課：高齢者支援課、しょうがいしゃ支援課

感染症に罹患した高齢者やしょうがいしゃへ介護サービスを提供できる事業者が少なかったと言わざるを得ない状況もあったため、コロナ禍においても訪問系の支援が滞らないよう、事業者と打合せを重ねた。

重症化リスクの高い高齢者やしょうがいしゃが入所する施設へ感染拡大防止のための支援を行った。

【取組の総括】

介護の体制整備

・コロナ禍においては、介護事業者が感染症患者或いは濃厚接触者への支援の際、感染予防を徹底したうえで訪問することとなっていた。しかしながら、現実的には多くの事業者が対応に苦慮し、支援が止まることも少なくなかった。

・重度しょうがいしゃの入院時には、国がヘルパーの付き添いを認めていたにもかかわらず、多くの医療機関が感染症を理由に付き添いを断ることが続いた。このことで、市が直接医療機関に交渉する場面もあり、部屋を調整することでヘルパーの付き添いありで、入院することができた事例もあった。

・パンデミックにおける介護については、今後、大きな課題として、当事者や市内事業者との打ち合わせを重ねて、備えの体制を確保していく必要がある。

介護事業所等への感染防止対策支援

・新型コロナが感染拡大する状況下において、マスク等の衛生用品が入りにくくなる中、感染による重症化リスクの高い高齢者施設等にこれらを安定供給することができ、感染拡大防止に寄与することができた。

・PCR検査等に要する費用の補助や事業支援のための給付金支給により、市内介護サービス事業所の感染拡大を防止するとともに、介護サービスの提供に係る事業の安定的な継続を図ることができた。

【取組の内容】

1 マスク等の衛生用品の配布

国や東京都から配布されるマスクなどの衛生用品を高齢者施設、しょうがいしゃ施設に配布した。

2 PCR 検査費用の補助

新型コロナが感染拡大する状況の中、重症化するリスクの高い高齢者施設、しょうがいしゃ施設において積極的に PCR 検査を実施できるよう、PCR 検査に係る費用に対する補助金を交付した。PCR 検査の積極的な実施により陽性者を把握し、早期の措置を講じることにより、感染拡大の防止を図った。

・高齢者施設

令和 2（2020）年度 7 か所 128 人 1,687,666 円

令和 3（2021）年度 7 か所 115 人 1,591,415 円

令和 4（2022）年度 2 か所 107 人 1,160,567 円

・しょうがいしゃ施設

令和 2（2020）年度 6 か所 76 人 441,230 円

令和 3（2021）年度 18 か所 780 人 2,850,054 円

令和 4（2022）年度 5 か所 115 人 573,129 円

3 感染症対策支援給付金の給付

新型コロナの感染拡大を防止するための対策等を実施する介護保険事業所、しょうがい福祉サービス事業所に対して、令和 2（2020）年度に 1 事業所当たり 10 万円を給付した。

・介護保険事業所

97 事業所 9,700,000 円

・しょうがい福祉サービス事業所

108 事業所 10,800,000 円

4 重度しょうがいしゃ療養支援助成金の給付

重度しょうがいしゃが医療機関に重度訪問介護のヘルパーの付き添い付きで入院が必要なとき、新型コロナの感染拡大を防止するため、やむを得ず個室への入院となった際、個室費用を助成し、療養に関する負担の軽減を図った。

令和2（2020）年度 1人 240,000円

5 重度しょうがいしゃ新型コロナ自宅療養者緊急支援加算の給付

重度しょうがいしゃが新型コロナに罹患してもサービスが途切れることなく安心して在宅療養を行えるよう、新型コロナ陽性となり在宅療養を行っている重度しょうがいしゃに重度訪問介護のサービスを提供した事業所に対して、1日当たり1万円のサービス提供加算を支給した。

令和4（2022）年度 延べ9日 90,000円



不織布マスク



手指消毒用アルコール

(3) 経済対策

ア 個人向け給付金等の支援策

新型コロナは、感染拡大に伴う外出自粛の長期化により収入が大きく減少する世帯や職を失う方が増えるなど、市民生活へ大きな影響を与えた。特別定額給付金など国制度の各種給付金を迅速に支給するとともに、市独自の支援を実施した。

給付金事業等の概要

分野	事業区分	件名	概要	期間等
全市民	国制度	特別定額給付金	国の「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策（令和2（2020）年4月20日閣議決定）」に基づき、市民一人当たり10万円を給付した。	令和2（2020）年4月27日時点で住民基本台帳に記録されている者が対象
生活困窮者等	国制度	住宅確保給付金 （支給要件拡大）	休業等により収入が減少し、住居を失う恐れがある方へ家賃額を給付するもの。新型コロナの影響により、令和2（2020）年4月に支給要件が拡大され、支給期間も延長された。	令和2（2020）年4月～
〃	国制度	住民税非課税世帯等への臨時特別給付金	住民税非課税世帯及び家計急変世帯へ1世帯当たり10万円を給付した。	令和3（2021）年度分又は令和4（2022）年度分の住民税非課税世帯が対象、家計急変世帯の申請期間は令和4（2022）年2月から9月まで

分野	事業区分	件名	概要	期間等
〃	国制度	新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金	緊急小口資金等の特例貸付を利用できない世帯に対して、支援金を3か月間給付した。	令和3(2021)年7月～令和4(2022)年12月
生活困窮者等	市独自制度	家計応援給付金	生活困窮者自立支援金終了後も経済的困窮が続く世帯に給付金を3ヶ月間支給した。	令和4(2022)年11月～令和5(2023)年3月
子ども・子育て世帯	国制度	子育て世帯への臨時特別給付金	児童手当を受給する世帯(特例給付を除く)に対し、対象児童一人当たり1万円を給付した。	令和2(2020)年4月分(3月分を含む)の児童手当受給者が対象
〃	市独自制度	ひとり親世帯臨時特別給付金	児童扶養手当等を受給しているひとり親世帯に対し、対象児童一人当たり1万円を給付した。	令和2(2020)年4月分の児童扶養手当受給者等が対象
〃	国制度	ひとり親世帯臨時特別給付金	児童扶養手当等を受給しているひとり親世帯に対し、「世帯当たり5万円+第2子以降一人当たり3万円」を給付した。	令和2(2020)年6月分の児童扶養手当受給者等が対象
〃	都制度	ひとり親家庭支援事業	経済的な影響を受けやすいひとり親家庭の生活の安定を図るため、カタログにより1万円分の食料品等を提供した。	令和2(2020)年6月分の児童扶養手当受給者等が対象
〃	市独自制度	新生児への臨時特別給付金	特別定額給付金の対象とならなかった新生児一人当たり10万円を給付した。	令和2(2020)年4月28日から令和3(2021)年3月31日の間に出生した新生児が対象

分野	事業区分	件名	概要	期間等
子ども・子育て世帯	国制度	子育て世帯生活支援特別給付金	児童扶養手当等を受給しているひとり親世帯及び住民税均等割が非課税の子育て世帯に対し、対象児童一人当たり5万円を給付した。	令和3(2021)年4月分の児童扶養手当受給者等が対象
〃	市独自制度	子どもの食応援事業 (ごはんチケットの配布)	児童扶養手当等を受給しているひとり親世帯等に対し、市内の飲食店で利用できる5千円分の「ごはんチケット」を配布した(国立市社会福祉協議会実施事業に対する補助)。	1回目の配布期間： 令和2(2020)年8月～10月 2回目の配布期間： 令和3(2021)年7月～9月 3回目の配布期間： 令和3(2021)年12月～令和4(2022)年3月
〃	国制度	子育て世帯等臨時特別給付金	高校生までの児童手当を受給する世帯(児童手当に準じた所得制限有)に対し、対象児童一人当たり10万円を給付した。	平成15(2003)年4月2日から令和4(2022)年3月31日までの間に出生した児童(令和3(2021)年(2021)度に0歳から高校生相当年齢までの児童)が対象

分野	事業区分	件名	概要	期間等
子ども・子育て世帯	市独自制度	ひとり親家庭等生活・体験応援事業（クオカードの配布）	児童扶養手当等を受給しているひとり親世帯及び住民税均等割が非課税の子育て世帯に対し、コロナ禍により失われた親子の心の交流やふれあいを持つ機会を提供することを目的に、対象児童一人当たり1万円のクオカードを配布した。	令和3（2021）年4月分の児童扶養手当受給者等が対象
"	国制度	子育て世帯生活支援特別給付金	児童扶養手当等を受給しているひとり親世帯及び住民税均等割が非課税の子育て世帯に対し、対象児童一人当たり5万円を給付した。	令和4（2022）年4月分の児童扶養手当受給者等が対象
	市独自制度		国制度に対象児童一人当たり5万円に加えて、1万円を上乗せし給付した。また、国制度の対象とならない住民税所得割が非課税の子育て世帯に対し、対象児童一人当たり6万円を給付した。	
"	都制度	東京都出産応援事業	令和3（2021）年1月1日以降に出産し、出生日に都内に住民票がある世帯を対象に10万円相当のポイントが付与された専用ギフトカードを配布した。	令和3（2021）年1月1日～令和5（2023）年3月31日の間に出生した子どもを含む家庭が対象（ただし、令和3（2021）年3月31日以前に出生した場合は、令和3（2021）年4月1日に都内に住民票があること）

税	国制度	地方税の徴収猶予	新型コロナの影響により納税が困難となった場合の徴収猶予の特例制度を実施した。	令和2(2020)年5月開始 令和3(2021)年2月1日納期分まで
分野	事業区分	件名	概要	期間等
保険	国制度	国民健康保険税の減免	新型コロナの影響により収入が減少した場合の国民健康保険税を申請に基づき減免するもの。	令和2(2020)年5月開始 令和4(2022)年度分の保険税まで
〃	国制度	国民健康保険傷病手当金	新型コロナへ感染や感染が疑われる被保険者に対して傷病手当金を給付するもの。	令和2(2020)年1月1日から令和5(2023)年5月7日までの期間
保険	国制度	介護保険料の減免	新型コロナの影響により収入が減少した場合の介護保険料を申請に基づき減免するもの。	令和2(2020)年度分から令和4(2022)年度分の保険料まで
下水道	都制度	下水道使用料の支払猶予	新型コロナの影響により収入が減少した場合の下水道使用料の支払猶予を行った。	令和2(2020)年3月24日開始
証明書	市制度	住民票等の交付手数料無料	新型コロナの影響による融資や生活支援等を受けの際に必要な諸証明書の発行手数料を無料とした。	令和2(2020)年4月23日開始
学校	市独自制度	就学援助特別給付金	①: 就学援助の準要保護世帯に対して、学校休業期間中の給食費相当額を給付するもの。 ②: 要保護・準要保護世帯に対して、児童・生徒1人当たり1万円を給付するもの。	令和2(2020)年4月1日支給決定者が対象
女性	市独自制度	生理用品の支給	コロナ禍において生理の貧困が社会問題としてク	令和(2021)3年4月12日から4月

			ローズアップされるようになったことを機に生理用品を公共施設で配布した。	30日まで
--	--	--	-------------------------------------	-------

イ 中小企業支援

担当課：まちの振興課

中小企業等経営支援金

新型コロナの影響を受けた事業者を対象に各種支援金を給付した。申請方法として初めてインターネット申請を導入し、接触機会の削減のため、可能な限りインターネットまたは郵送による申請を勧奨した。

・自粛対応支援金

期間：令和2（2020）年6月1日～8月31日

給付額・給付実績：1事業者当たり10万円 559件（55,900,000円）

・事業継続支援金

期数	期間	給付額	給付件数
第1期	令和2（2020）年6月1日～令和3（2021）年1月15日	10万円	152件
第2期	令和3（2021）年4月1日～令和3（2021）年6月15日	10万円	131件
第3期	令和3（2021）年6月16日～令和3（2021）年9月15日	10万円	129件
第4期	令和3（2021）年9月16日～令和3（2021）年12月15日	10万円	119件

・テナント家賃支援金

第1期：令和2（2020）年7月3日～令和2（2020）年9月30日

第2期：令和2（2020）年10月1日～令和3（2021）年1月15日

給付額・給付実績：1事業者あたり2か月分の家賃相当額×2/3（上限20万円）

合計 138件（24,713,000円）

プレミアム付商品券

新型コロナにより売上げが低迷している市内中小事業者を支援するため、国立市商工会が実施したプレミアム付商品券発行事業の経費の一部を補助した。

販売実績	10,000冊（100,000,000円）
プレミアム率	30%
販売期間	令和2（2020）年7月19日～7月20日

販売場所	市役所、旧国立駅舎、市内郵便局 10 箇所
取扱店舗	363 店（一般店 228 店、飲食店 135 店）
使用期間	令和 2（2020）年 7 月 19 日～12 月 31 日
換金実績	129,409,000 円（換金率 99.5%）

キャッシュレス決済ポイント還元事業

新型コロナの影響により売上が減少している市内の中小規模の商工業者の支援を図るため、キャッシュレス決済ポイント還元を行った。

	第 1 弾	第 2 弾	第 3 弾
付与率	30%	25%	30%
実施期間	令和 3（2021）年 9 月 1 日 ～9 月 30 日	令和 4（2022）年 1 月 5 日～1 月 31 日	令和 4（2022）年 11 月 1 日～ 11 月 30 日
付与上限	1 回の決済当たり 5,000 円相 当 期間当たり 15,000 円相当	1 回の決済当たり 3,000 円相 当 期間当たり 10,000 円相当	1 回の決済当たり 5,000 円相 当 期間当たり 15,000 円相当
委託先	PayPay 株式会社	PayPay 株式会社	PayPay 株式会社 KDDI 株式会社
ポイント 付与総額	47,845,390 円	36,537,553 円	112,747,932 円
店舗数	約 350 店	約 400 店	約 650 店

その他の中小企業等支援

- ・ 都の「感染防止徹底宣言ステッカー」を掲示する市内事業者へアルコール消毒液を配布
- ・ 国立市商工会在が実施する経営・労務個別相談会への補助
- ・ 市内商店街が実施する新型コロナウイルス対策事業等への補助
- ・ 緊急事業資金融資等資金繰り支援の対応、相談

(4) 情報発信

担当課：市長室

知見に限られる感染症について適格に周知すること、市の実施する感染症対策を迅速かつ効果的に発信するよう様々な広報活動を行った。

【取組の総括】

市報での情報発信

・市報での情報発信は、即時性がないため、実際に情報を伝えたい時と情報が伝わる時期との間に遅滞が発生した。また、突発的に市民に伝えるべき情報が発生した場合に、急遽紙面のスペースを空ける必要があることがあり、紙面のスペース確保に労力を要した。また、時間に制約があるなかで、世の中の動きも日々変わっているため、広報担当課と各課との調整に時間を要することもあった。これらの問題はありつつも、最後まで調整し、市報での情報発信は、滞りなく行うことができた。

・健康危機管理対策本部決定を掲載する際に、決定が公表したい日時直前になることが多く、迅速な情報発信が行えたとは言えない状況であった。

YouTubeでの情報発信

・コロナ禍前はあまり活用してこなかった、YouTubeでの情報発信を、市長メッセージとして効果的に行うことができた。ただし、撮影することが直前に決まるため、市長の予定との調整に難儀する点、市長がメッセージとして発言する内容の作成や撮影後の動画の編集に一定程度の時間を有することが課題であった。また、撮影の際に発言する内容が変更になる場合も多く、スムーズに撮影できない場合もあった。

コロナ禍におけるリスクコミュニケーション

・新型コロナの患者やその家族、また治療にあたった医療従事者などに対する誹謗中傷や根拠のない差別的な書き込み等が SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）等を中心に広がったこと、また、ワクチン接種に関して、接種の強制や接種しないことで不利益な取り扱いがないように市ホームページや市報などで注意喚起を実施した。新型コロナの患者数が少ない時点では、個人を特定される可能性があったため、年代別の患者数の公表を控えていた。

・新型コロナが国内で広がり始めた当初は、未知のウイルスに対して、何が有効なのか情報がな

く、手探りで情報発信を実施していた。情報不足による市民の不安を解消するために、厚生労働省や東京都、多摩立川保健所等から新たな情報提供があった際は、全庁的な協力のもと、随時・円滑に情報発信ができたと考えている。

・近年、リスクコミュニケーション（有事のときに組織内外の利害関係者と適切なコミュニケーションを図ること）の重要性が注目されている。この3年間の経験を踏まえて、平時において庁内外の関係者間と情報共有やコミュニケーションが取れる体制・手法等を確立し、感染症発生時や自然災害発生時に迅速かつ的確な情報発信を実施できるように取り組んでいく。

【取組の内容】

1 市報での情報発信

令和2（2020）年2月20日号から、新型コロナに関する記事を掲載した。

掲載号	掲載内容
令和2（2020）年3月20日号	・咳エチケットや手洗いについて
令和2（2020）年4月20日号	・自粛生活の過ごし方について
令和2（2020）年5月5日号	・各種相談窓口について ・市内でテイクアウト・デリバリーできるお店について
令和2（2020）年5月20日号	・特別定額給付金について ・施設の開館状況について
令和2（2020）年6月5日号	・感染予防について
令和2（2020）年6月20日号	・各種支援制度について
令和2（2020）年7月5日号	・プレミアム商品券について ・新型コロナウイルス関連補正予算について
令和2（2020）年7月20日号	・コロナ禍で災害時の避難について
令和2（2020）年9月20日号	・新型コロナウイルス関連補正予算について ・新型コロナウイルス関連の問い合わせ先一覧
令和2（2020）年10月20日号	・新型コロナウイルスとインフルエンザの感染予防について
令和2（2020）年12月5日号	・新型コロナウイルス関連補正予算について
令和2（2020）年12月20日号	・年末年始の相談先について

掲載号	掲載内容
令和3(2021)年1月5日号	・新型コロナウイルスのこれまでの状況について
令和3(2021)年1月20日号	・感染防止対策について
令和3(2021)年3月20日号	・新型コロナウイルスワクチン接種について (以降、定期的に掲載)
令和3(2021)年4月20日号	・ゴールデンウィークの相談窓口について
令和3(2021)年5月5日号	・緊急事態宣言発出に伴う市長メッセージ
令和3(2021)年6月20日号	・コロナ禍での熱中症対策について
令和3(2021)年7月5日号	・新型コロナウイルス関連補正予算について
令和3(2021)年8月20日号	・キャッシュレス決済キャンペーンについて
令和3(2021)年9月5日号	・新型コロナウイルス感染症自宅療養支援室の設置について
令和3(2021)年12月5日号	・第6波に備えた感染予防対策について
令和3(2021)年12月20日号	・キャッシュレス決済キャンペーン(第2弾)について
令和4(2022)年2月5日号	・住民税均等割非課税世帯等に対する臨時特別給付金について
令和4(2022)年8月5日号	・感染した場合の対応(相談先、病院へのかかり方)について
令和4(2022)年10月5日号	・新型コロナウイルス関連補正予算について
令和4(2022)年10月20日号	・キャッシュレス決済キャンペーン(第3弾)について
令和4(2022)年12月20日号	・年末年始の応急診療について

2 市長メッセージによる情報発信

新型コロナに関する市長メッセージを撮影し、YouTubeへ掲載した。

(令和2(2020)年度:9件、令和3(2021)年度:11件、令和4(2022)年度:4件、令和5(2023)年度:1件、計25回)

掲載日	内容
令和2(2020)年4月6日	・新型コロナウイルス感染症対策に向けた市長メッセージ
令和2(2020)年4月10日	・新型コロナウイルス感染患者の発生に伴う市長メッセージ
令和2(2020)年5月22日	・緊急事態宣言の一部地域の解除に伴う市長メッセージ
令和2(2020)年5月26日	・緊急事態宣言の解除に伴う市長メッセージ

掲載日	内容
令和2(2020)年8月7日	・新型コロナウイルスの感染状況と市の対応方針についての市長メッセージ
令和2(2020)年9月29日	・新型コロナウイルスの感染状況とインフルエンザ予防接種についての市長メッセージ
令和2(2020)年11月20日	・東京都が感染状況の警戒レベルを上げたことに伴う市長メッセージ
令和2(2020)年12月25日	・年末年始に向けた新型コロナウイルスの感染防止対策に関する市長メッセージ
令和3(2021)年3月23日	・緊急事態宣言の解除に伴う市長メッセージ
令和3(2021)年4月12日	・市内の新規陽性者増加傾向に伴う市長メッセージ
令和3(2021)年4月26日	・3度目の緊急事態宣言の発出に伴う市長メッセージ
令和3(2021)年5月12日	・65歳以上の方の新型コロナウイルスワクチン接種予約についての市長メッセージ
令和3(2021)年7月13日	・4度目の緊急事態宣言の発令に伴う市長メッセージ
令和3(2021)年7月15日	・国立市における新型コロナウイルスワクチンの接種状況についての市長メッセージ
令和3(2021)年8月6日	・新型コロナウイルス感染症の新規患者数の増加に伴う市長メッセージ
令和3(2021)年8月26日	・新型コロナウイルス感染症の自宅療養者の増加に伴う市長メッセージ
令和3(2021)年11月8日	・新型コロナウイルス感染症の新規患者数減少傾向に伴う市長メッセージ
令和4(2022)年1月14日	・新型コロナウイルス感染症の新規患者数の急増に伴う市長メッセージ
令和4(2022)年3月25日	・まん延防止等重点措置の終了に伴う市長メッセージ
令和4(2022)年3月28日	・5歳から11歳の子どもを対象とした新型コロナウイルスのワクチンの接種に関する市長メッセージ
令和4(2022)年6月27日	・コロナ禍における物価高騰対策に関する市長メッセージ
令和4(2022)年8月5日	・新型コロナウイルスの急拡大に伴う市長メッセージ
令和4(2022)年10月11日	・新型コロナウイルスの新たな感染拡大への備えと社会経済活動の維持に向けた市長メッセージ

掲載日	内容
令和4(2022)年12月5日	・ 年末年始における新型コロナウイルス等の感染防止対策に向けた市長メッセージ
令和5(2023)年5月2日	・ 新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴う市長メッセージ

3 市ホームページによる情報発信

- ・ 本部会議での決定内容、開催の概要、会議議事録の掲載
- ・ 市内患者数の更新
- ・ 公共施設の開館状況・イベントの中止等の情報の掲載

4 市内掲示板による情報発信

緊急事態宣言時等に、市内約50カ所にある掲示板への掲示による広報活動を行った。なお、掲示にあたっては、庁内で協力者を仰ぎ、他課の協力を得ながら行った。

掲示日	内容
令和2(2020)年4月～7月	新型コロナウイルスに関する各種相談窓口(主に市報5月5日号に掲載した内容)
令和2(2020)年6月～8月	新型コロナウイルスの感染予防対策(主に市報6月5日号に掲載した内容)
令和2(2020)年9月～11月	コロナ禍での熱中症対策について
令和2(2020)年12月～1月	年末年始の市の体制について
令和3(2021)年1月～2月	緊急事態宣言注意喚起
令和3(2021)年4月～5月	緊急事態宣言とゴールデンウィークの市の体制について

5 その他情報発信

Twitter やLINE 等の SNS、メール配信、防災行政無線、広報車を使用し、必要に応じて、適宜情報発信を行った。

6月20日(日) 1271号

学び進めし続けるまち ともに歩み続けるまち 思い育み続けるまち 文藝都市くにたち

市報 くはたち

042-576-2111 (フリーダイヤル) 042-576-0264

STOP 熱中症 ~コロナ禍での熱中症予防~

熱中症がおきる仕組みと症状

熱中症の応急処置

熱中症の予防

コロナ禍で体を守るための行動

暑さを避けよう

水分をこまめに補給しよう

何を飲めばいいの?

熱中症から体を守るために

市内の熱中症予防一斉啓発活動をご利用ください

新型コロナウイルス感染症拡大防止のために引き続き

感染しない 感染させない 対策を

12月5日(日) 1280号

学び進めし続けるまち ともに歩み続けるまち 思い育み続けるまち 文藝都市くにたち

市報 くはたち

042-576-2111 (フリーダイヤル) 042-576-0264

知って納得・安心! 第6波に備えて

一人ひとりが感染予防対策を続けよう

新型コロナウイルス感染症が世界的に流行し始めてから、2年が経ちました。毎年のように感染が繰り返され、市民の健康被害も深刻化しています。また、休校や休業による経済活動の停滞、高齢者や障害者の生活困窮など、社会全体に大きな影響を与えています。第6波の到来に備え、一人ひとりが感染予防対策を続けよう。

ポイント① 寒い時期も感染予防の基本を守りましょう

ポイント② [こころ]と[からだ]の健康づくりに取り組みましょう

口の健康 歯みがき・舌ケア・うがい

体の健康 活動と睡眠のバランス

感染予防に大切な栄養

自分の体でできているか?

ポイント③ コロナ禍における健康二次被害について、2面に掲載しています。合わせてご覧ください。

市報 くにたち

(5) 公共施設の開館状況

令和2(2020)年4月からの1度目の緊急事態宣言中は多くの公共施設が休館を余儀なくされたものの、必要な施設は感染拡大防止対策を十分に行いなるべく市民が利用できるように開館した。2度目の緊急事態宣言以降には、一部利用人数制限や時短営業などの措置を講じたうえで再開した。

施設名	対応
福社会館	<p>【貸館】 令和2(2020)年3月2日～3月15日：利用自粛のお願い 令和2(2020)年3月16日～6月3日：利用中止</p> <p>【老人福祉センター】 令和2(2020)年3月2日～6月7日：利用中止</p> <p>【福社会館分室】 令和2(2020)年3月2日～3月15日：利用自粛のお願い 令和2(2020)年3月16日～6月3日：利用中止</p>
保育園	<p>令和2(2020)年3月28日、4月4日：家庭保育のお願い 令和2(2020)年4月14日～5月31日：家庭保育の要請 令和2(2020)年6月1日～令和4(2022)年10月31日：家庭保育のお願い 令和5(2023)年1月1日～5月7日：家庭保育のお願い</p>
児童館	<p>令和2(2020)年3月28日、4月4日：休館 令和2(2020)年4月8日～6月30日：休館 ※矢川児童館は4月9日から休館</p>
学童保育所	<p>令和2(2020)年3月3日～5月31日：一日保育の実施（学校の臨時休校に伴う対応） 令和2(2020)年6月1日～6月13日：一日保育の実施（学校の分散登校に伴う対応） ※令和2(2020)年3月28日、4月14日～9月30日は利用自粛要請</p>

施設名	対応
子育てひろば （子ども家庭支援センター内）	令和2（2020）年3月28日：土曜日の閉鎖開始 令和2（2020）年4月8日：平日含め閉鎖開始 令和2（2020）年6月2日：火・木・土のみ開所を再開 令和2（2020）年7月1日：通常どおりの開所日で再開 ※ただし、時間制限及び人数制限は実施
市民プラザ	【北市民プラザ】 令和2（2020）年4月10日～6月7日：貸会議室利用中止 令和2（2020）年4月27日～6月7日：時間短縮営業 【南市民プラザ】 令和（2020）2年4月10日～6月7日：休館 【国立駅前くにたち・こくぶんじ市民プラザ】 令和2（2020）年4月10日～6月21日：貸会議室利用中止 令和2（2020）年4月27日～6月13日：時間短縮営業
コミュニティ施設 （集会所、福祉館、防災センター）	令和2（2020）年4月4日～6月14日：休館
有料公園施設	令和2（2020）年4月8日～5月6日：閉鎖
城山さとのいえ	令和2（2020）年4月8日～5月31日：休館
旧国立駅舎 ※令和2（2020）年4月6日開業	令和2（2020）年4月8日～5月31日：休館 令和2（2020）年6月1日～6月25日：時間短縮営業
学校（公立小・中学校）	令和2（2020）年3月2日：臨時休校開始 令和2（2020）年5月28日：分散登校開始 令和2（2020）年6月15日：一斉登校（午前授業）開始 令和2（2020）年6月22日：通常授業開始

施設名	対応
学校開放	<p>【小学校】</p> <p>令和2（2020）年3月2日～：中止（以下のとおり再開）</p> <p>〔</p> <p>令和2（2020）年6月15日：団体利用再開</p> <p>令和2（2020）年7月1日：個人利用（校庭）再開</p> <p>令和2（2020）年11月14日：個人利用（体育館）再開</p> <p>〕</p> <p>令和3（2021）年4月27日～5月31日：中止</p> <p>【中学校】</p> <p>令和2（2020）年3月2日～6月14日：中止</p> <p>令和3（2021）年4月27日～5月31日：中止</p>
くにたち市民総合体育館	<p>令和2（2020）年4月4日、4月5日：休館</p> <p>令和2（2020）年4月8日～5月31日：休館</p> <p>【新型コロナウイルスワクチン集団接種に伴う措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一部の期間において体育室や会議室を集団接種会場として使用した。 ・令和3（2021）年5月以降、体育室を使用している期間はNHK学園体育館を代替施設として借用し、市民利用可能とした。
くにたち市民芸術小ホール	<p>令和2（2020）年4月4日、4月5日：休館</p> <p>令和2（2020）年4月8日～6月3日：休館</p>
くにたち郷土文化館	<p>令和2（2020）年4月4日、4月5日：休館</p> <p>令和2（2020）年4月8日～5月31日：休館</p>
図書館	<p>令和2（2020）年4月9日～5月31日：休館</p>
公民館	<p>令和2（2020）年4月9日～6月1日：休館</p>

(6) 行政運営

ア 職員体制の確保

担当課：職員課

新型コロナの流行下においては、休止や延期をした業務がある一方で、保健衛生部門を中心に一部の部署において平時と比較して業務量が増加した。また、緊急事態宣言下においては密を避けて業務を行う必要があり、出勤抑制を行った。患者や濃厚接触者の増加により多くの職員が同時に出勤できない事態も生じる中で、必要な行政サービスを継続するため、機動的な職員配置や全庁的な応援体制の構築、外部からの人材確保等を行った。

【取組の総括】

新たな人事調整手法の導入

・第1波時期の応援調整における「部単位で割り当てたシフト表による調整」や、新型コロナウイルスワクチン接種対策室等への応援、兼務発令において活用した「部ごとの持ち回り制による調整」の手法によりスムーズな調整ができた。一方で、部ごとの負荷の調整については苦慮した。

応援勤務の調整

・受援部署において希望する形での応援とならないことが課題となることがあった。例として、受援部署では3か月程度の間、同一職員による応援を希望していたところ、受援部署側の都合により1か月で応援職員の変更が生じることとなった事等があった。

特定の職員への業務負荷

・業務の性質等の理由により一部職員に業務負荷が重なるケースがあり、月に100時間超などの過度な時間外勤務が生じるケースもあった。受援部署であっても、本務の職員でないと担えない業務や本務の職員が行った方が効率的な業務等があり、結果として本務の職員の時間外勤務が増大するケースや、応援職員では担えない業務が多いことからそもそも応援職員を活用せずに本務職員の時間外勤務によって対応するケース等が多く生じた。

【取組の内容】

1 第1波時期における応援調整

第1波時期において生じた以下の業務に対し、各部・各課からの応援により職員体制を確保した。調整・とりまとめの手法は、主として部ごとに割り当てたシフト表を作成し、各部にて応援職員を調整、シフト表に職員氏名を記載して返送する方法で行った。

業務内容	応援人員
コールセンター業務 令和2(2020)年2月29日から6月30日まで	期間中、問い合わせの量や内容に応じて人員数や応援部署を適宜変更 最大で以下のとおり 管理職：平日、土日1名 保健師職：平日、土日1名 (※庁内保健師連絡会によりローテーションを作成) 一般職：平日、土日2名
広報車による市内広報業務 令和2(2020)年3月28日から5月31日まで	土日車両2台×2名(計4名) 初期は管理職中心に調整→後に一般職も含めて調整

また、感染が拡大する中で令和2(2020)年4月7日の緊急事態宣言発令と、これに伴う全庁的な職員の出勤5割抑制を受けて、この間の業務増大等に対応するために、職員の応援体制を調整した。

応援部署	人数	主な業務内容	受援部署
公民館 図書館	4名	保育園運営業務(4/27~5/1)、駅前プラザ業務(4/23~5/28)、特別給付金事務(4/28~6/5)	児童青少年課 まちの振興課 政策経営課
給食センター	1名	保健師負担軽減のための事務処理等の業務	高齢者支援課 健康増進課

応援部署	人数	主な業務内容	受援部署
選挙管理委員会 オンブズマン事務局 監査委員事務局 会計課	1名	コールセンター運営業務 (運営管理、取りまとめ、連絡調整等)	健康危機管理対策本部 (防災安全課、 健康増進課)
南部地域まちづくり課	1名	健康危機管理対策本部支援業務	健康危機管理対策本部 (防災安全課、 健康増進課)
建築営繕課	3名	庁内 LAN 等敷設業務	情報管理課
健康増進課	3名	生活困窮者等支援・相談業務	福祉総務課
給食センター 図書館	2名	市民プラザ運営業務	まちの振興課
図書館	1名	国民年金事務	市民課
生涯学習課	1名	財政事務	政策経営課

※主として常勤職員。一部会計年度任用職員を含む。

2 特別定額給付金支給業務についての職員人員体制の確保

特別定額給付金支給事業を所管する政策経営課にて人材派遣会社からの派遣の活用を行った他、課税課、公民館、給食センターから職員の応援を行った。また、市民課、図書館及び公民館にて任用していた会計年度任用職員についても、政策経営課での兼務任用や応援等により、支給業務に従事させる体制を調整した。

このほか、庁内電子掲示板にて、政策経営課から全庁に対し業務時間外の協力の呼びかけがされ、これに応じた多数の有志職員が応援として業務時間外に支給業務に従事した。

3 新型コロナウイルスワクチン接種対策室への応援調整

令和3(2021)年1月12日付けで健康福祉部内に設置された新型コロナウイルスワクチン接種対策室について、人事異動や兼務発令等により必要な人員を措置した。また、人材派遣会社からの派遣を活用した外部からの人員確保を行った。

兼務発令においては、当初は通常の人事発令と同様に職員課で調整をしていたが、のちに部ごとに持ち回り制として、新型コロナウイルスワクチン接種対策室からの要請に応じて職員課で必要人員数等を聞き取り、職員課から各部に依頼、各部において人選等を行う形とした。新型コロナウイルスワクチン対策室の設置から令和5（2023）年3月の廃止までの間で、延べ43名の職員に兼務発令を行った。

また、令和3（2021）年5月～10月に行われた初回接種の集団接種会場の運営において、平日に管理職1名、土日に一般職12名の応援職員を調整した。主として部ごとに割り当てたシフト表を作成し、各部にて応援職員を調整、シフト表に職員氏名を記載して返送する方法で行った。

4 自宅療養者支援業務（新型コロナウイルス感染症自宅療養支援室を含む）への応援調整

緊急事態宣言下において、外出自粛要請がなされ自宅待機となった患者や濃厚接触者に対して生活物資を配送する自宅待機者等生活支援事業について、当該事業は主に健康福祉部が中心となって行ったが、配送を担う職員については全庁的な応援体制を組み、主として都市整備部が応援職員を調整した。

令和3（2021）年8月17日に設置した新型コロナウイルス感染症自宅療養支援室の人員については、同室の業務量が市内の感染状況に応じて大きく変動することから、兼務を基本とし、一時的な応援のための兼務をあわせて延べ10名の職員に兼務発令を行った。また、兼務発令の出ていない保健師（保健センター所属者を除く）についても、交代でシフトを組んで応援にあたった。

加えて、第7波の感染拡大の状況下において、健康相談や自宅療養者が著しく増加し業務がひっ迫した際には、シフト制による各部からの応援体制を組んで、一時的な応援職員を調整した。さらに、人材派遣会社からの派遣の活用により、看護師資格のある職員の派遣を受けた。

5 住民税非課税世帯等への臨時特別給付金業務についての応援調整

市町村が支給事務を担うこととなった住民税非課税世帯等への臨時特別給付金支給事業について、国立市では主として福祉総務課が業務を担うこととなり、支給業務への対応として、兼務発令により必要な人員を措置した。また、福祉総務課では、人材派遣会社からの派遣の活用や、業務委託による外部からの人員確保も行った。

兼務職員の調整は、新型コロナウイルスワクチン接種対策室への兼務発令と同様に、部ごとの

持ち回り制により行い、延べ8名の職員に兼務発令を行った。

6 バックアップ要員の指定

第7波の状況下において、職員自身が感染し患者となることはもとより、同居家族が感染し職員が濃厚接触者となること等により、職場の人員体制が厳しくなることが想定された。このような状況下においても、新型コロナの拡大に伴い発生している業務（新型コロナウイルスワクチン集団接種業務及び自宅療養者への支援業務）については、業務の継続が強く求められることから、これらを指定業務と定め、指定業務に従事する職員が出勤できなくなった場合に備えて、バックアップ要員を指定した。

イ 職員の感染拡大防止対策

担当課：職員課

コロナ禍における職員の健康安全確保の観点と、非常時において必要とされる行政サービスの継続性確保の観点の両面から、社会情勢や情報の把握とそれに基づく適時適切な職員の感染拡大防止対策を行った。

【取組の総括】

職員への感染拡大防止

- ・特に流行初期においては、職員の感染例は少なく抑えられていた。各種の取組みに加えて、各職員の行動が功を奏したものと考えられる。
- ・国や都の発出する通知等に合わせ、職員の行動制限や各制度の運用変更が多数生じたが、通知等の周知や、可能な範囲で運用負荷の少ない形とする工夫を行ったことにより、変更による大きな混乱は生じなかった。

多様な働き方の確保

- ・在宅勤務については、職員の多様な働き方を推進する観点からも評価されるものである。とりわけ、情報システム係による庁内の情報系ネットワークにアクセスできる環境や機器等の調達は、迅速に対応でき、在宅勤務中の業務の幅を大きく広げることに寄与した。在宅勤務（テレワーク）については、令和5（2023）年5月以降も継続を可能としている。

【取組の内容】

1 庁内通知

新型コロナウイルスの発生初期から、一定の収束をみる令和5（2023）年5月までの間、社会情勢や国、都の通知等を踏まえた職員への情報提供や市庁舎内、市職員にかかる感染防止対策を立案、周知する通知を都度、発出した。

また、感染拡大により保健所の業務がひっ迫し、患者や濃厚接触者等の自宅待機、同居家族が濃厚接触者となった場合の職員の出勤可否等の判断を各事業所で行うこととされたことを受けて、その基準や運用方法を定め、また適宜の改定を行って、都度、管理職らに周知した。基準作成にあ

たっては、ウイルスの感染力や毒性の強さ等の情報と各職場における職員体制とを勘案しつつ実情に即したものとなるよう努めた。また、できるだけ運用負荷を下げるように、管理職が自ら判断しやすいようなフロー図の作成や聞き取り用紙の作成等の工夫を行った。

<通知等の内容（抜粋）>

- ・手洗い、マスク着用、手指消毒、換気、黙食、出勤前の体調確認、不急の出張の取りやめ、共有物品の定期消毒等の基本的な感染対策について
- ・子育て・介護中の職員を対象とした通常の時差出勤制度の特例的な拡充（会計年度任用職員を含む全職員を対象とすることで、公共交通機関を用いて通勤する職員が感染予防のために混雑を回避できるよう拡充）について
- ・公共交通機関を用いて通勤する職員を対象に、感染まん延期の一時的な交通用具使用を促す特例措置（通勤手当額に影響を及ぼさない措置や、庁舎駐車場の特例許可等）について
- ・職場単位での飲食を伴う宴会等の規制について（職場全体の危機管理の観点から、国や都による飲食店側の規制が緩和された後も、職場単位での飲み会等を制限）
- ・感染等の際や、学校・保育園等の休園時の職務専念義務免除の対象要件の制定・拡大
- ・海外旅行等（時期により国内旅行を含む）の自粛要請と、それに伴う特に旅行等に用いられることの多い、永年勤続表彰としての職務専念義務免除や、結婚休暇等についての取得期限の延長
- ・夏季の感染拡大により十分に夏季休暇取得ができなかった職員に対し、夏季休暇の残日数と同等の夏季厚生職務専念義務免除を付与（10月1日～31日）。
- ・職員家族に濃厚接触者が出た場合における職員本人の出勤可否について

2 新型コロナ関連で出勤できない職員の把握と公表

感染症のり患や濃厚接触等により、出勤できない職員が生じた際には、職員課に報告する仕組みを設けて、もれなく把握できるようにした。把握にあたっては、当初は管理職からの口頭報告であったが、感染拡大に伴い、情報管理課職員により開発された、エクセルのマクロ機能を用いた「新型コロナウイルス庁内発生状況集計ツール」を用いた。当該ツールは、各職場で入力したデータをボタン操作で自動的に一覧表にまとめ、また人数等を集計するもので、迅速な状況把握に大いに役立った。

流行初期から令和4（2022）年1月頃までは、社会的なニーズを踏まえて感染個別例の詳細（発症者の執務場所や発症前数日の行動の一部等）を公表していたが、感染例が増えていくにつれて感染例の詳細を公表する社会的ニーズが薄れたことを踏まえて、職員の患者数のみの報告に切り替えた。

3 学校等の休校・休園等に伴う休業手当の支給

流行初期の令和2（2020）年3月に、国より学校や保育園・学童保育所等の休校・休園の要請があり、国立市においても市立学校や保育園・学童保育所等の休校・休園等を行った。これに伴い、当該学校や給食センター等で勤務する職員の一部に休業を命じる必要が生じた。

民間企業に対しては、休業手当を支給する場合、雇用保険からの助成金制度も設けられたが、自治体は適用除外とされたものの、国立市では独自に休業手当を支給するように整理し、現場の実態と調整しつつ、休業を命じる場合を整理し、遅滞なく休業手当を支給した

4 職員体制の縮小と在宅勤務の整備

感染拡大期には、各事業所での感染拡大等を防止する目的で、国から出勤抑制の要請がなされた。これを受けて、国立市でも出勤抑制の呼びかけを行った。特に令和2（2020）年4月20日から5月31日までの間は、出勤人数の50%抑制を目標として、各職場で業務の休止・延期・縮小を行ったうえで、2班の交代制勤務（1班が出勤し、他方は在宅勤務）や土日の出勤（平日を振替休日とする）等の工夫を講じ、出勤率抑制に努めた。

また、これに合わせて、在宅勤務を緊急的に導入することとし、その枠組みを整理して通知した。

令和2（2020）年4月の段階では、個人情報を含まないことや自宅PCのOSが最新のものであること、ウイルス対策が適切に取られていること等の一定の条件下で、所属長許可のもとでのデータやファイルの持ち出しを認める形で行った。在宅勤務の内容についても、通常業務の他、マニュアル作成や業務上の関連の深い内容の学習等を含める等柔軟な対応をとった。

令和3（2021）年1月には、庁内の情報系ネットワークにアクセスできる環境やPC端末、ライセンス等を調達し、原則として当該端末を使用する形での在宅勤務（テレワーク）の実施要領を整理した。

5 職員用感染防止物品の購入、受贈及び配布

職員の感染防止のために、以下の物品を購入・受贈し、配布した。

感染防止物品	個数	配布日	備考
フェイスシールド	300 個	令和 2 (2020) 年 7 月	窓口対応や訪問等における予防対策用として、希望する職場に配布
手指消毒用アルコール消毒液 (100ml スプレー容器入)	1,152 個	令和 2 (2020) 年 12 月	職場内の感染が拡大している状況を踏まえ、各自の消毒用として全職員に配布
マスクスペーサー 2 枚入	500 個	令和 3 (2021) 年 4 月	市内事業者より受贈、窓口職場等に配布
抗原検査キット	118 個	令和 3 (2021) 年 2 月 ～	購入 18 個、都より配布 100 個 感染の疑似症状が出現し、かつ医療機関 受診が困難な状況の職員に対して配布

6 検査等費用負担金支給事業

令和 4 (2022) 年 1 月から定められたタイミングの自己検査で複数回の陰性が確認される等の一定の条件を満たした場合、濃厚接触者の自宅待機期間を短縮することができるという方針が示されたが、この際の当該自己検査費用は事業者負担とすることとされた。

これを受けて、事業主として職員に対して緊急的に検査等費用負担金支給事業を行った。

7 職員健康診断の実施時期、実施方法等の変更

職員健康診断時に密になる状況を避けるために、緊急事態宣言発出時には健康診断の実施を延期する等の対応を行った他、実施に際しても個人別に受診時間帯を指定する等の工夫を行った。

8 職員研修における感染予防

研修に際して過密になる状況や飛沫感染を避けるために、緊急事態宣言発出時は研修を中止、延期する等の対応を行った他、マスク着用等の基本的な感染対策の徹底、研修効果を保つことのできる範囲で研修中のグループワークを行わないようにする等の工夫をして研修を実施した。

ウ 市庁舎の感染拡大防止対策

担当課：総務課

新型コロナ拡大防止に向けて、来庁者が触れる機会の多い場所や執務室等の清掃・消毒のほか、換気の励行等の基本的な感染防止対策を継続的に実施するための対策を行った。

【取組の総括】

庁舎内の感染拡大防止対策

- ・市庁舎は不特定多数の方が集まる場であり、かつ高齢者やしょうがいしゃ等の要配慮者が来庁するため、基本的な感染防止対策を継続実施するほか、接触感染の防止対策の強化、体表面温度計測器カメラの設置等、全庁を挙げて感染拡大防止対策に取り組んだ。
- ・基本的な感染防止対策である室内換気、手洗いの励行等を庁舎内で周知することによって、来庁者及び職員への意識啓発にも努めた。
- ・上述 2 点の継続的な取組みにより、来庁者が市庁舎内で感染したといった事例は確認されなかった。
- ・職員に関しては感染拡大の猛威には抗えず、一定数の患者が生じたが、職場内クラスター等によって、市役所機能が停止するという事態を避けることができたことは、庁舎の環境整備に加えて、職員各人の感染症対策への取組の成果と捉えている。

庁舎内の執務スペースの不足

- ・新型コロナへの対応に関連して新たな業務が生じる中、これらの業務を遂行するための執務環境の確保が困難であった。限られた庁舎スペースの中で、職員の創意工夫や全庁的な協力体制によって対応したほか、当初から大規模クラスターが生じた際の執務スペースの確保先として、市民ロビーや会議室等に電話回線やネットワーク工事を行い、執務対応可能な環境を設定していたことから、厳しい状況に何とか対処することができた。

【取組の内容】

1 手指衛生、手洗いの励行

- ・庁舎入口等への手指用アルコール消毒液の設置と周知

- ・手洗いの励行（庁舎トイレ水栓台の自動水栓への取替）

2 飛沫感染の防止対策

- ・カウンター、デスク間へのクリアフィルムの設置
- ・カウンター、会議室等へのアクリルパーティションの設置

3 換気の励行

- ・各課執務室、会議室へのサーキュレーターの配備
- ・執務室内の十分な換気の周知

4 接触感染の防止対策

- ・来庁者が触れる機会の多い箇所（階段の手すり、エレベーターのボタン、トイレのノブ等共有部分）の消毒清掃の実施
- ・カウンター、記載台、デスク等の消毒清掃の励行
- ・庁用車の消毒清掃の励行
- ・記載台へのペンスタンドの設置
- ・庁舎トイレ水栓台の自動水栓への取替
- ・トイレ用フットドアオープナーの設置（庁舎1階西側トイレ、庁舎地下1階トイレ）
- ・トイレ便座除菌ディスペンサーの設置

5 職員密集度の高い職場等への対応

- ・高齢者支援課高齢支援係を3階第三会議室に移動
- ・福祉総務課地域福祉推進係の一部を1階西側市民ロビーに移動
- ・日曜日への振替勤務に伴う冷暖房運転の実施

6 その他

- ・ロビー、会議室等に電話回線やネットワーク工事を行い、執務対応可能な環境の設定
- ・非接触型温度測定器の購入

- ・ 体表面温度計測器カメラの設置
- ・ 会議室等を使用した昼食の制限
- ・ 喫煙所の利用人数の制限



体表面温度計測器カメラ



パーテーション



トイレのフットドアオープナー

5. 「新型インフルエンザ等行動計画」及び「新型インフルエンザ等業務継続計画」の評価

新型インフルエンザ等行動計画

「国立市新型インフルエンザ等行動計画」（以下「行動計画」という）は新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）第8条の規定により、国の「政府行動計画（平成25年6月）」、東京都の「東京都新型インフルエンザ等対策行動計画（平成25年11月）」に基づき作成したもので、平成21年に世界的に流行した新型インフルエンザへの対応が混乱したことを踏まえ、新型インフルエンザ等感染症発生時の対策を定めている。

行動計画には感染症の発生段階別の対応や各部の役割を定めているが、各部が業務対応に追われ、感染症発生時に新たに発生する役割についての意識が十分でなかった。

また、予防接種は、行動計画では特措法第28条に基づき実施する「特定接種」、特措法第46条及び予防接種法第6条第1項に基づき実施する「臨時接種」、予防接種法第6条第3項に基づき実施する「新臨時接種」を定めていた。しかし、実際の新型コロナウイルスワクチン接種は令和2（2020）年12月の予防接種法改正により、予防接種法附則第7条に基づき実施する「特例臨時接種」として実施されることとなったため、行動計画に定めた予防接種の実施方法は適用できず、ほぼ一からスキームを作り上げる必要性が生じた。

今後は政府行動計画の見直し内容を注視し、実効性のある行動計画となるよう検討を進める。

新型インフルエンザ等業務継続計画

「新型インフルエンザ等業務継続計画」は新型インフルエンザ等の発生時にも行政機能の維持を図るため、業務を「新たに発生する業務（A）」、「継続する業務（B）」、「縮小する業務（C）」、「休止する業務（D）」に区分し、業務優先度に応じた職員体制を定めたもので、国立市では平成28（2016）年12月に策定した。

策定して以降改訂を行っておらず、組織改正、定員の増減、新規（廃止）業務の情報が更新されていなかった。令和2（2020）年4月の緊急事態宣言発令に伴い出勤抑制を行う時点で見直しを行ったものの、見直しを行うための事務量が発生し、速やかに縮小や休止に移ることが出来なかった業務もあった。また、テレワーク環境の整備など計画策定当初に比べ業務環境が多様化したこ

と、感染症の長期化により本計画では想定していなかった新規業務が発生した。計画における新型コロナウイルス感染症の被害想定は短期間での収束を想定しており、新型コロナのような長期にわたる対応や出勤抑制に対応しきれなかった。

災害や健康危機が発生した場合の効率的な新たな考え方などを研究し、時間の経過やニーズの変化とともに組織や活動体制を変化させていくことを考える必要がある。

資料編

- 【資料 1】健康危機管理対策本部会議等の経過
- 【資料 2】国立市災害対策本部及び国立市健康危機管理対策本部条例
- 【資料 3】国立市新型コロナウイルス感染症対策本部設置要綱
- 【資料 4】国立市新型インフルエンザ等対策会議設置要綱
- 【資料 5】国立市内の感染状況
- 【資料 6】国立市保健センターへの相談件数

【資料1】健康危機管理対策本部会議等の経過

国立市では、新型コロナの国内での発生が確認された初期から国立市新型インフルエンザ等基本計画を準用して新型インフルエンザ等対策会議を開催し、庁内横断的に対策を行った。令和2（2020）年2月21日には新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、計20回の会議を開催した。

令和2（2020）年4月7日に新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条による緊急事態宣言が東京都に発出されたため、同法第34条及び国立市災害対策本部及び国立市健康危機管理対策本部条例に基づく健康危機管理対策本部へ移行し、令和5（2023）年5月8日付けでの廃止まで計45回の会議を開催した。会議内で本部長である市長の指示を受け、対策を行った。

新型インフルエンザ等対策会議の経過

時期	回	日時	主な内容
第1波	第1回	令和2（2020）年1月31日 8:45～9:30	・対策方針の決定 ・市民への情報発信方法の協議
	第2回	令和2（2020）年2月20日 10:40～11:50	・東京都区市町村連絡調整会議の報告 ・イベント開催判断に関わる条件の確認

新型コロナウイルス感染症対策本部会議の経過

時期	回	日時	主な内容
第1波	第1回	令和2（2020）年2月21日 8:45～9:40	・「国立市及び関係団体が主催するイベント等に関する基本方針について」の決定
	第2回	令和2（2020）年2月26日 8:30～9:15	・イベント等の対応状況について ・職員の時差勤務や出勤抑制について ・業務継続計画の見直しについて
	第3回	令和2（2020）年2月27日 8:30～8:50	・市議会での感染拡大防止対策について

時期	回	日時	主な内容
第1波	第4回	令和2(2020)年2月28日 8:30~8:50	・公立学校、保育園の対応について ・市コールセンターの設置について
	第5回	令和2(2020)年3月4日 10:00~11:45	・職員のサービスの取扱いについて ・備蓄マスクの取扱いについて
	第6回	令和2(2020)年3月6日 14:00~16:00	・市議会での感染拡大防止対策について ・東京都市長会要望事項について
	第7回	令和2(2020)年3月11日 16:00~16:50	・庁舎における感染防止対策について
	第8回	令和2(2020)年3月13日 15:45~17:00	・業務継続計画の見直しについて
	第9回	令和2(2020)年3月19日 13:30~14:40	・患者発生時の公表指針について
	第10回	令和2(2020)年3月23日 10:30~11:25	・イベント等の対応について
	第11回	令和2(2020)年3月25日 16:15~16:50	・市報4月5日号市長メッセージについて
	第12回	令和2(2020)年3月26日 16:20~17:25	・「国立市及び関係団体が主催するイベント等に関する基本方針について」の改定案について ・市コールセンターの入電状況について
	第13回	令和2(2020)年3月27日 9:15~9:50	・市内で患者が発生した場合の公表指針について
	第14回	令和2(2020)年3月30日 11:00~12:00	・国及び都の対策の確認 ・「国立市及び関係団体が主催するイベント等に関する基本方針について」の改定案について
	第15回	令和2(2020)年3月31日 10:20~11:20	・市コールセンターの状況の共有 ・「国立市及び関係団体が主催するイベント等に関する基本方針について」の改定

時期	回	日時	主な内容
第1波	第16回	令和2(2020)年4月2日 10:00~11:00	・公立学校の休校について ・公共施設の閉鎖について
	第17回	令和2(2020)年4月3日 11:00~12:00	・東京都市長会要望事項について
	第18回	令和2(2020)年4月7日 10:35~12:00	・職員の出勤抑制について
	第19回	令和2(2020)年4月9日 16:00~17:00	・市内患者発生状況について
	第20回	令和2(2020)年4月10日 8:30~9:00	・健康危機管理対策本部の設置について

健康危機管理対策本部会議の経過

時期	回	日時	主な内容
第1波	第1回	令和2(2020)年4月10日 13:00~13:30	・市内患者発生状況について ・市コールセンターの状況の共有
	第2回	令和2(2020)年4月27日 9:00~9:30	・市主催イベントの休止について ・公共施設の休止について ・市コールセンターの状況について
	第3回	令和2(2020)年5月25日 16:00~16:30	・今後の公共施設等の開館及びイベントの再開方針(案)について
	第4回	令和2(2020)年6月1日 14:00~14:40	・国立市及び関係団体が主催するイベント等に関する新型コロナウイルス感染症緊急事態解除宣言後の基本方針(案)について ・各部所管の公共施設・イベント等のステップごとの運用について ・業務継続計画の見直しについて

時期	回	日時	主な内容
第2波	第5回	令和2(2020)年7月29日 13:30~14:40	<ul style="list-style-type: none"> ・市の患者状況について ・4市医師会PCR検査センターの状況について 【本部長指示】 <ul style="list-style-type: none"> ・市内の感染状況や原因を把握していくこと。 ・妊娠中など配慮が必要な職員もいる事から在宅勤務を推進していくこと。
	第6回	令和2(2020)年8月25日 15:00~15:40	<ul style="list-style-type: none"> ・市の新型コロナウイルス感染症患者状況について ・市の新型コロナウイルス感染症対策について
	第7回	令和2(2020)年9月25日 10:30~11:30	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症対策の状況の確認について ・新型コロナウイルス感染症の対応方針について 【本部長指示】 <ul style="list-style-type: none"> ・市民へ正確な情報が伝わるよう広報していくこと。
	第8回	令和2(2020)年10月27日 15:00~15:35	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症対策の状況の確認について ・国の動向について 【本部長指示】 <ul style="list-style-type: none"> ・感染症による差別のないまちづくりを目指して取り組んでいくこと。
第3波	第9回	令和2(2020)年12月4日 15:30~16:10	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染拡大の状況について
	第10回	令和2(2020)年12月23日 10:00~10:30	<ul style="list-style-type: none"> ・都内、市内の感染状況について ・年末年始の相談体制について ・新型コロナウイルスワクチン接種について

時期	回	日時	主な内容
第3波	第11回	令和3(2021)年1月7日 16:00~16:50	<ul style="list-style-type: none"> ・都内、市内の感染状況について ・年末年始の相談体制の振り返りについて ・緊急事態宣言下における市の方針について ・新型コロナウイルスワクチン接種対策室の設置について
	第12回	令和3(2021)年2月18日 16:00~16:30	<ul style="list-style-type: none"> ・都内、市内の感染状況について ・自宅療養者の支援について ・新型コロナウイルスワクチン接種について
第4波	第13回	令和3(2021)年4月2日 14:30~15:40	<ul style="list-style-type: none"> ・都内、市内の感染状況について ・新型コロナウイルスワクチン接種について ・市報での情報発信について ・コロナ禍における女性用品配布事業について ・連休中の対応について
	第14回	令和3(2021)年4月26日 13:30~14:20	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急事態宣言に係る情報共有について ・新型コロナウイルスワクチン接種について ・緊急事態宣言下における主な公共施設の利用について
	第15回	令和3(2021)年5月10日 10:50~11:40	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急事態宣言に係る情報共有について ・緊急事態宣言延長に伴う公共施設の利用について
	第16回	令和3(2021)年5月31日 11:00~11:50	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急事態宣言延長に伴う公共施設の利用について
	第17回	令和3(2021)年6月21日 11:00~11:45	<ul style="list-style-type: none"> ・まん延防止等重点措置区域に指定されたことに伴う公共施設の利用について
第5波	第18回	令和3(2021)年7月12日 9:00~9:50	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急事態宣言発出に伴う主な公共施設の利用について

時期	回	日時	主な内容
第5波	第19回	令和3(2021)年8月4日 11:00~12:00	・緊急事態宣言延長に係る市の対応について
	第20回	令和3(2021)年8月10日 10:40~11:40	・市内の感染状況について ・職場で継続する感染拡大防止対策について ・自宅療養者支援について
	第21回	令和3(2021)年9月29日 13:30~14:30	・緊急事態宣言解除後の市の対応について ・自宅療養者支援について
	第22回	令和3(2021)年10月22日 16:15~17:15	・リバウンド防止措置期間終了後の市の対応について
第6波	第23回	令和3(2021)年11月30日 11:00~11:40	・「基本的対策徹底期間における対応」に伴う主な市内公共施設の利用について
	第24回	令和4(2022)年1月11日 16:45~17:15	・基本的対策徹底期間延長後の市の対応について ・自宅療養者への医療支援
	第25回	令和4(2022)年1月14日 14:00~14:45	・直近の感染状況と対策について ・自宅療養者支援について ・新型コロナウイルスワクチン接種について
	第26回	令和4(2022)年1月19日 16:00~16:45	・直近の感染状況と対策について ・自宅療養者支援について
	第27回	令和4(2022)年1月31日 11:00~11:50	・直近の感染状況と対策について ・自宅療養者支援について
	第28回	令和4(2022)年2月14日 11:30~12:15	・まん延防止措置延長(仮)に伴う都の要請について ・東京都・市内の状況と市の対策について ・自宅療養者支援について
	第29回	令和4(2022)年3月7日 13:30~14:15	・まん延防止等重点措置について ・自宅療養支援について ・新型コロナウイルスワクチン接種について

時期	回	日時	主な内容
第6波	第30回	令和4(2022)年3月18日 16:00~16:50	<ul style="list-style-type: none"> ・都の「リバウンド警戒期間における取組」発出後の市の対処方針について ・市の公共施設の対応について ・市長による動画メッセージについて ・自宅療養支援室の対応について
	第31回	令和4(2022)年4月25日 11:00~11:50	<ul style="list-style-type: none"> ・都の「リバウンド警戒期間」の延長について ・市の公共施設の対応について ・自宅療養支援室の対応について ・濃厚接触者の行動制限等について ・連休中の対応について ・新型コロナウイルスワクチン接種について
	第32回	令和4(2022)年5月23日 13:15~14:00	<ul style="list-style-type: none"> ・市の公共施設の対応について ・自宅療養支援室の対応について
第7波	第33回	令和4(2022)年6月14日 15:45~16:35	<ul style="list-style-type: none"> ・催事(イベント等)の開催について ・自宅療養支援室の対応について
	第34回	令和4(2022)年7月14日 10:30~11:30	<ul style="list-style-type: none"> ・自宅療養支援室の対応について ・新型コロナウイルスワクチン接種について <p>【本部長指示】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染爆発により自宅療養支援室の対応が増えることが予想される。全庁的に対策を講じること。
	第35回	令和4(2022)年8月3日 (水) 15:00~15:40	<ul style="list-style-type: none"> ・自宅療養支援室の対応について
	第36回	令和4(2022)年8月19日 (金) 11:00~11:35	<ul style="list-style-type: none"> ・都内、市内の状況について ・自宅療養支援室の対応について

時期	回	日時	主な内容
第7波	第37回	令和4(2022)年9月6日 13:30~14:20	<ul style="list-style-type: none"> ・都内、市内の状況について ・自宅療養支援室の対応について ・市の対処方針について
	第38回	令和4(2022)年9月21日 15:00~15:45	<ul style="list-style-type: none"> ・都の方針の共有について ・自宅療養支援室の対応について ・市の対処方針について
-	第39回	令和4(2022)年11月4日 (金) 11:00~11:30	<ul style="list-style-type: none"> ・都の方針の共有について ・自宅療養支援室の対応について ・市の対処方針について
	第40回	令和4(2022)年11月28日 15:00~15:30	<ul style="list-style-type: none"> ・第8波に備えた対応について ・年末年始の対応について
	第41回	令和4(2022)年12月27日 11:00~11:40	<ul style="list-style-type: none"> ・年末年始の対応について
第8波	第42回	令和5(2023)年2月10日 13:00~13:45	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症対策の基本的な方針の変更等について 【本部長指示】 ・5類移行後の対応について検討していくこと。
	第43回	令和5(2023)年2月20日 14:00~14:30	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症法上の5類移行後の対応について ・学校、保育園等のマスクの着用について
	第44回	令和5(2023)年3月10日 15:50~16:15	<ul style="list-style-type: none"> ・市職員のマスクの着用について ・新型コロナウイルス感染症自宅療養支援室の廃止について

時期	回	日時	主な内容
第8波	第45回	令和5(2023)年5月1日 11:00~12:00	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症法上の5類移行後の対応について ・新型コロナウイルス感染症に係る対応の総括について <p>【本部長指示】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5類移行後もウイルス自体が無くなる訳ではない。市民へ5類移行後の変更点を周知していくこと。

その他、健康危機管理対策本部の下部組織として健康危機管理対策本部運営部会を設置し、計41回の会議を開催した。

【資料2】

国立市災害対策本部及び国立市健康危機管理対策本部条例

平成21年3月31日条例第16号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項及び新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第37条において準用する同法第26条の規定に基づき、国立市災害対策本部（以下「本部」という。）及び国立市健康危機管理対策本部に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 本部は、災害対策本部長（以下「本部長」という。）、災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）、災害対策本部員（以下「本部員」という。）及び対策部をもって組織する。

2 本部長は市長をもって充て、副本部長は副市長及び教育長をもって充てる。

3 本部員は、国立市組織条例（平成24年12月国立市条例第28号）第1条に規定する部の長、議会事務局長及び教育部長並びにこれらに相当する職にある者で規則で定めるもの並びに消防団長をもって充てる。

4 対策部に属する本部の職員は、規則で定める。

(職務)

第3条 本部長は、本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき又は本部長が欠けたときは、次に掲げる順序によりその職務を代理する。

(1) 第1順位 副市長をもって充てる副本部長

(2) 第2順位 教育長をもって充てる副本部長

3 本部員は、本部長の命を受け、対策部の事務を掌理する。

4 対策部に属する本部の職員は、本部員の命を受け、対策部の事務に従事する。

(委任)

第4条 第2条及び第3条に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、規則で定める。

(準用)

第5条 第2条から前条までの規定は、国立市健康危機管理対策本部について準用する。

【資料3】

国立市新型コロナウイルス感染症対策本部設置要綱

令和2（2020）年3月6日訓令第20号

（設置）

第1条 国立市の新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2（2020）年政令第11号）第1条に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）に係る防疫その他の対策について、関係部局及び関係機関が情報の共有及び体制の確認を行い、総合的かつ横断的にこれを実施し、及び推進するため、国立市新型コロナウイルス感染症対策本部（以下「対策本部」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 対策本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- （1） 新型コロナウイルス感染症に係る情報の共有及び対策の実施体制の確認に関すること。
- （2） 新型コロナウイルス感染症に係る防疫対策に関すること。
- （3） 前2号に掲げるもののほか、新型コロナウイルス感染症の対策に関すること。

（組織）

第3条 対策本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、市長をもって充てる。
- 3 副本部長は、副市長及び教育長をもって充てる。
- 4 本部員は、部長及びこれに相当する職にある職員をもって充てる。

（本部長及び副本部長）

第4条 本部長は、対策本部を代表し、統括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 対策本部の会議は、本部長が招集し、これを主宰する。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、会議に本部員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（庶務）

第6条 対策本部の庶務は、健康福祉部健康増進課において処理する。

（委任）

第7条 この要綱に定めるもののほか、対策本部の運営について必要な事項は、別に定める。

【資料4】

国立市新型インフルエンザ等対策会議設置要綱

平成27年10月2日訓令第73号

(設置)

第1条 国立市新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、新型インフルエンザ等（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第2条第1号に規定する新型インフルエンザ等をいう。次条において同じ。）の患者が海外で発生し、広範な対応が必要となる場合に、情報の共有及び体制の確認を行い、適切な初動対応を実施するため、国立市新型インフルエンザ等対策会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 会議の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 新型インフルエンザ等に係る情報の共有及び対策の実施体制の確認に関すること。
- (2) 国立市新型インフルエンザ等対策行動計画に基づく初動対応の実施に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、新型インフルエンザ等の対策に関すること。

(組織)

第3条 会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、副市長をもって充てる。
- 3 副会長は、行政管理部長及び健康福祉部長をもって充てる。
- 4 委員は、部長及びこれに相当する職にある職員をもって充てる。

(会長及び副会長)

第4条 会長は、会議を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、健康福祉部健康まちづくり戦略室において処理する。

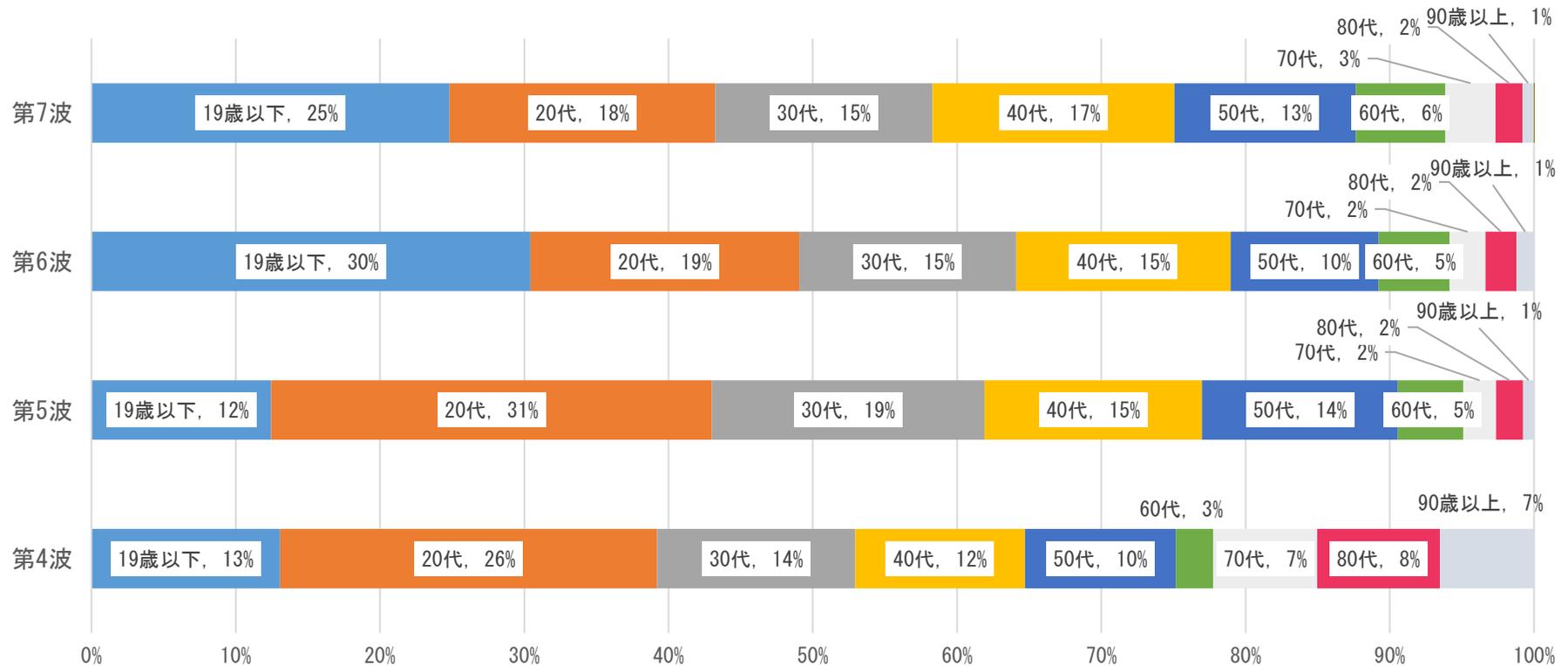
(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営について必要な事項は、会議に諮って会長が定める。

【資料5】 国立市内の感染状況

第4波から第7波までの年代別新規陽性者割合の特徴（新規陽性者～新たに医療機関から保健所へ情報提供された陽性者）

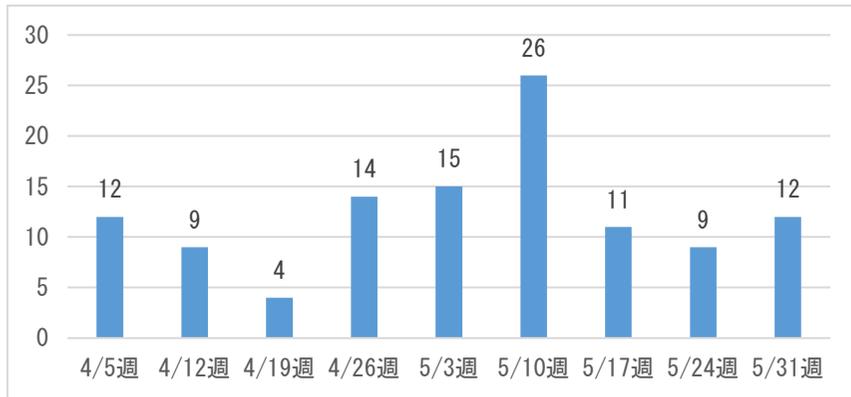
- ・ 第5波は第4波に比べて、60歳代以上は15ポイントの減少となり、これは高齢者を優先としてワクチン接種が進んだことによるものと推測される。また、第5波から第7波は、高齢者への感染は10～12ポイントで推移した。
- ・ 第6波は第5波に比べて19歳以下で18ポイント増加しており、若年層の感染が多かった。12歳未満へのワクチン接種が進んだ第7波では、19歳以下への感染は5ポイント減少している。



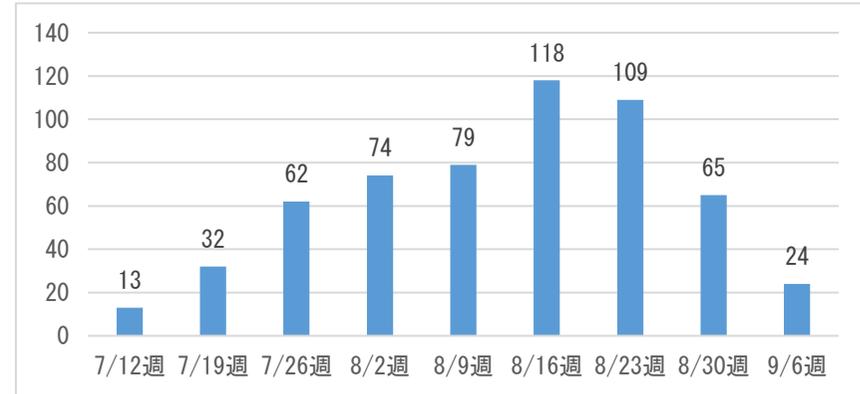
第4波から第7波までの新規陽性者数推移の特徴

- ・第4波では最大3.5倍、第5波では最大2.4倍、第6波では最大6.9倍、第7波では最大2.2倍の伸び率であった。
- ・第7波の伸び率は第5波と同程度であったが、第7波は一定の新規陽性者が発生した状況で感染が拡大したことに加えて3年振りに行動制限のない夏休みの影響等もあり、1週間当たりの新規陽性者数は過去最大になったと推測される。

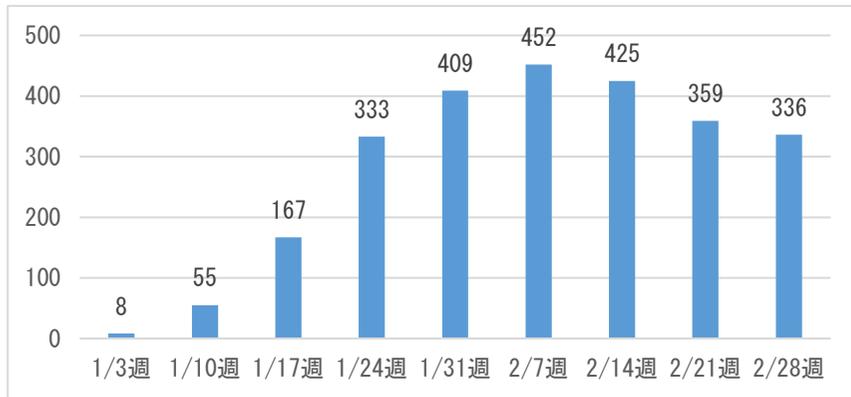
第4波（令和3（2021）年4月上旬～6月上旬）の新規陽性者の推移（単位：人）



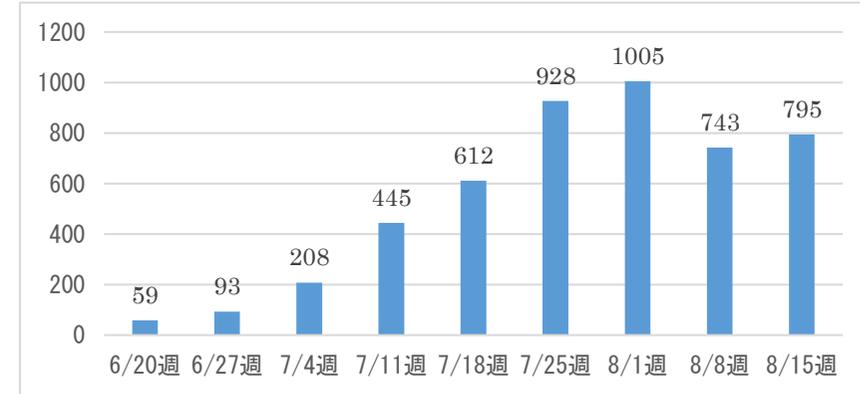
第5波（令和3（2021）年7月中旬～9月上旬）の新規陽性者の推移（単位：人）



第6波（令和4（2022）年1月上旬～3月上旬）の新規陽性者の推移（単位：人）

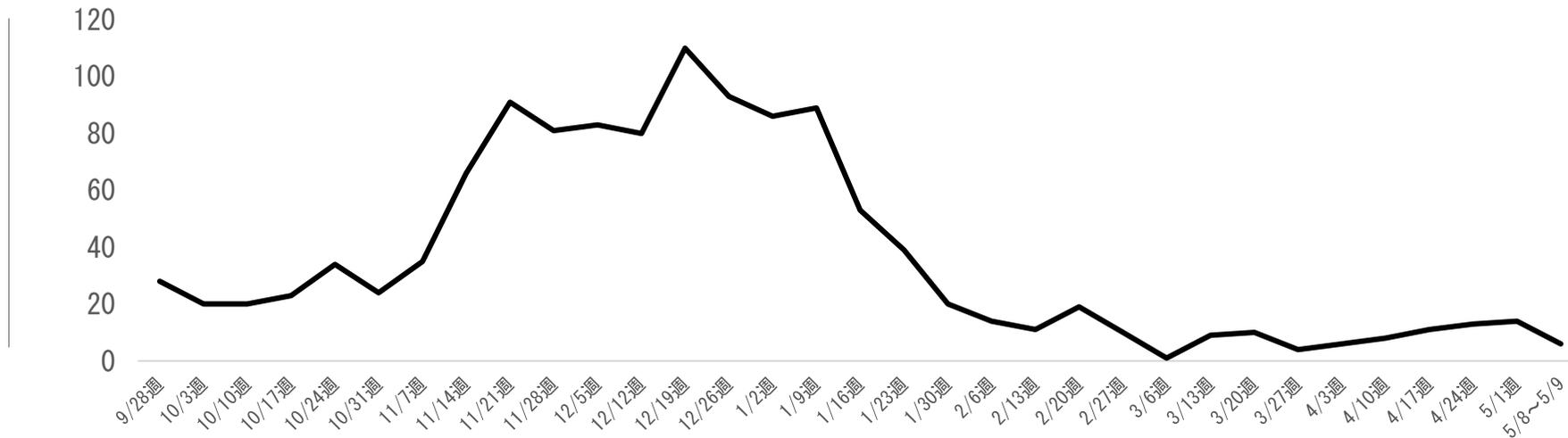


第7波（令和4（2022）年6月下旬～8月下旬）の新規陽性者の推移（単位：人）



東京都多摩立川保健所管内発生届件数（令和4（2020）年9月26日全数届出見直し以降）

（単位：人）



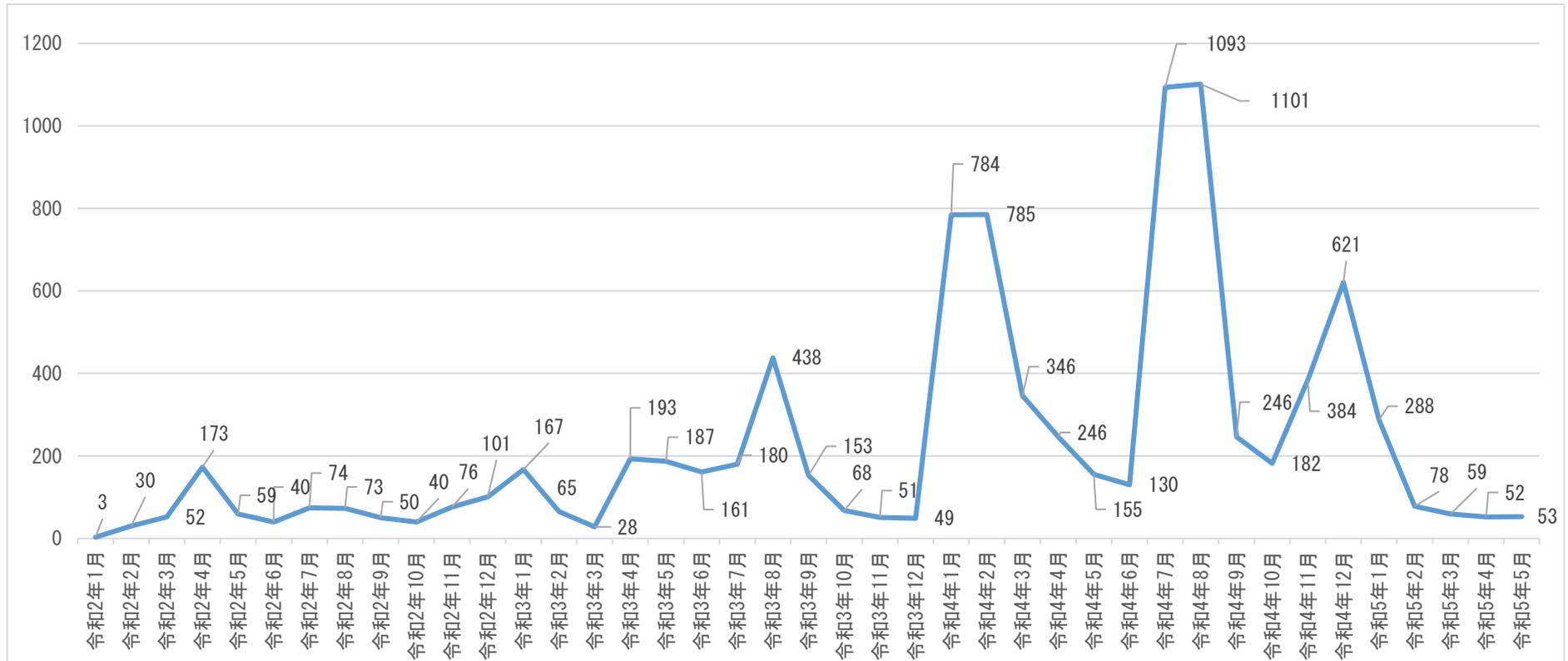
○発生届の対象者

- ・ 65 歳以上の者
- ・ 入院を要する者（基礎疾患等により、入院の必要が生じる可能性がある」と医師が診断した場合も含まれる）
- ・ 重症化リスクがあり、かつ、新型コロナ治療薬の投与が必要な者
- ・ 妊婦

【資料 6】 国立市保健センターへの相談件数

国立市保健センターへの相談等の延べ件数（令和 2（2020）年 1 月以降）

（単位：件）





国立市の新型コロナウイルス感染症に対する取組について

～振り返りと総括～

令和6（2024）年3月

国立市健康福祉部健康まちづくり戦略室保健センター 042-572-6111